

令和5年（行サ）第44号 行政上告提起事件

（原審：大阪高等裁判所令和5年（行コ）第11号）

上告人（原審控訴人） 松 田 幹 雄

被上告人（原審被控訴人） 大 阪 市

## 上 告 理 由 書

2023年9月29日

最高裁判所 御中

上告人訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 谷 次 郎

弁護士 櫻 井 聡

代

## 【目次】

第1  最一判2011（H23）年6月6日の批判	3
1  原審、第1審が依拠している最高裁判決について	3
2  第1審が引用する最高裁判決について	3
3  「君が代」起立斉唱行為が儀礼的所作ではないこと	7
(1)  上記最高裁判決の論拠が薄弱であること	7
(2)  儀式的行事における儀礼的所作とは何か	9
(3)  小括	26
(4)  本件の検討	27
(5)  結論	29
4  君が代起立斉唱を命じる行為が憲法19条に対する直接的な制約であること	29
(1)  君が代の起立斉唱を強制する行為は儀礼的所作ではないこと	29
(2)  規制目的からみて直接的制約であること	29
(3)  本件職務命令は上告人の思想の核心部分の制約であること	32
第2  君が代起立斉唱が子どもにとって儀礼的所作ではないこと	34
1  原審の判断	34
2  児童・生徒に対し君が代起立斉唱を指導する行為が調教教育であること	34
(1)  外部から客観的に見て児童・生徒の思想良心の自由を侵害していること	34
(2)  児童・生徒の内心の自由を侵害すること	34
(3)  本件職務命令が教育の本質に反すること	36
(4)  憲法26条に反すること	37
(5)  教育基本法に反すること	38
(6)  子どもの権利条約第29条に違反すること	38
(7)  小括	39
第3  第2の調教教育に関する上告人の思想良心の自由の侵害について	39
1  上告人は上記第2の調教教育に加担したくない思想をもっていること	39
2  人権の侵害を受けている児童生徒を教育者として放置することはできないという 上告人の思想良心の自由を侵害すること	40
3  小括	41

## 第1 最一判2011（H23）年6月6日の批判

### 1 原審、第1審が依拠している最高裁判決について

第1審判決は、本件を判断する基準として、最高裁2011（H23）年5月30日第二小法廷判決・民集65巻4号1780頁、同2011（H23）年6月6日第一小法廷判決・民集65巻4号1855頁、同2011（H23）年6月14日第三小法廷判決・民集65巻4号2148頁、同2011（H23）年6月21日第三小法廷判決・裁判集民事237号53頁を引用して、学校における卒業式等の式典における国歌斉唱時の起立斉唱行為は、慣例上の儀礼的な所作としての性質を有するものにすぎず、原告らにとって間接的な制約にはなるが、教育上の行事にふさわしい秩序の確保とともに式典の円滑な進行を図るため許容し得る制約であるとした。そして、原審もこれを維持している。

しかし、以下の通り、第1審及び原審が依拠する上記最高裁の基準は、憲法19条の解釈としては誤っていることから、当該最高裁判例の基準に依拠して判断された原審も憲法19条の解釈を誤ったものである。

### 2 第1審が引用する最高裁判決について

本件第1審判決が指摘する最高裁判決は以下の五つである（他にも関連した最高裁判決がある）。いずれも卒業式等の式典における国歌斉唱に際して、校長の出した職務命令が、「思想・良心の自由」を侵害しないかが大きな争点となっている。

- ① 最高裁平成22年（才）第951号、2011（H23）年6月6日第一小法廷判決・民集65巻4号1855頁。〈注：卒業式等の国歌斉唱の際、起立斉唱しなかったこと（職務命令違反）で懲戒処分を受けた東京都立高校教員が、定年退職に際して嘱託採用を拒否された事件。都教育委員会の裁量が認められたが、宮川光治裁判官の高裁差し戻しの反対意見がある。〉

- ② 最高裁平成22年（行ツ）第54号、2011（H23）年5月30日第二小  
法廷判決・民集65巻4号1780頁。〈注：②と同様に都立高校教員が嘱託  
採用を拒否された事件〉
- ③ 最高裁平成22（行ツ）第314号、2011（H23）年6月14日第三小  
法廷判決・民集65巻4号2148頁。〈注：東京の公立中学校教員が、卒業  
式等の国歌斉唱の際、起立斉唱しなかったことを受けた懲戒処分の取り消しを  
求めた事件〉
- ④ 最高裁平成22年（行ツ）第372号、2011（H23）年6月21日第三  
小法廷判決・裁判集民事237号53頁。〈注：広島県立高校等の教職員が、  
卒業式等の国歌斉唱の際、起立斉唱しなかったことで受けた懲戒処分の取り消  
しを求めた事件〉

この中で「儀式的行事における儀礼的所作」について、最も詳しく判示されてい  
る①の最高裁判決を下に引用しておく（傍線引用者）。

〈前略〉しかしながら、本件各職務命令の発出当時、公立高等学校における卒  
業式等の式典において、国旗としての「日の丸」の掲揚及び国歌としての「君が  
代」の斉唱が広く行われていたことは周知の事実であって、学校の儀式的行事で  
ある卒業式等の式典における国歌斉唱の際の起立斉唱行為は、一般的、客観的に  
見て、これらの式典における慣例上の儀礼的な所作としての性質を有するもので  
あり、かつ、そのような所作として外部からも認識されるものというべきであ  
る。したがって、上記国歌斉唱の際の起立斉唱行為は、その性質の点から見て、  
上告人らの有する歴史観ないし世界観を否定することと不可分に結び付くものと  
はいえず、上告人らに対して上記国歌斉唱の際の起立斉唱行為を求めることを内  
容とする本件職務命令は、上記の歴史観ないし世界観それ自体を否定するものと  
いうことはできない。また、上記国歌斉唱の際の起立斉唱行為は、その外部から  
の認識という点から見ても、特定の思想又はこれに反対する思想の表明として外

部から認識されるものと評価することは困難であり、職務上の命令に従ってこのような行為が行われる場合には、上記のように評価することは一層困難であると言えるのであって、本件各職務命令は、特定の思想を持つことを強制したり、これに反対する思想を持つことを禁止したりするものではなく、特定の思想の有無について告白することを強要するものということもできない。そうすると、本件各職務命令は、これらの観点において、個人の思想及び良心の自由を直ちに制約するものと認めることはできないというべきである。

もっとも、上記国歌斉唱の際の起立斉唱行為は、一般的、客観的に見ても、国旗及び国歌に対する敬意の表明の要素を含む行為であるということが出来る。そうすると、自らの歴史観ないし世界観との関係で否定的な評価の対象となる「日の丸」や「君が代」に対して敬意を表明することには応じ難いとする者が、これらに対する敬意の表明の要素を含む行為を求められることは、その行為が個人の歴史観ないし世界観に反する特定の思想の表明に係わる行為そのものではないとはいえ、個人の歴史観ないし世界観に由来する行動（敬意の表明の拒否）と異なる外部的行動（敬意の表明の要素を含む行為）を求められることとなる限りにおいて、その者の思想及び良心の自由についての間接的な制約となる面があることは否定し難い。

そこで、このような間接的な制約について検討するに、個人の歴史観ないし世界観には多種多様なものがあり得るのであり、それが内心にとどまらず、それに由来する行動の実行又は拒否という外部的行動として現れ、社会一般の規範と抵触する場面において、当該外部的行動に対する制限が必要かつ合理的なものである場合には、その制限によってもたらされる上記の間接的な制約も許容され得るものというべきである。そして、職務命令においてある行為を求められることが、個人の歴史観ないし世界観に由来する行動と異なる外部的行動を求められることとなる限りにおいて、当該職務命令が個人の思想及び良心の自由についての間接的な制約となる面があると判断される場合にも、職務命令の目的及び内容に

は種々のものが想定され、また、これによってもたらされる上記の制約の態様等も、職務命令の対象となる行為の内容及び性質並びにこれが個人の内心に及ぼす影響その他の諸事情に応じて様々であるといえる。したがって、このような間接的な制約が許容されるか否かは、職務命令の目的及び内容並びにこれによってもたらされる上記の制約の態様等を総合的に較量して、当該職務命令に上記の制約を許容し得る程度の必要性及び合理性が認められるか否かという観点から判断するのが相当である。

これを本件についてみるに、本件各職務命令に係わる国歌斉唱の際の起立斉唱行為は、前記のとおり、上告人らの歴史観ないし世界観との関係で否定的な評価の対象となるものに対する敬意の表明の要素を含むことから、そのような敬意の表明には応じ難いと考える上告人らにとって、その歴史観ないし世界観に由来する行動（敬意の表明の拒否）と異なる外部的行動となるものである。この点に照らすと、本件各職務命令は、一般的、客観的な見地からは式典における慣例上の儀礼的な所作とされる行為を求めるものであり、それが結果として上記の要素との関係においてその歴史観ないし世界観に由来する行動との相違を生じさせることとなるという点で、その限りで上告人らの思想及び良心の自由についての間接的な制約となる面があるものということができる。

他方、学校の卒業式や入学式等という教育上の特に重要な節目となる儀式的行事においては、生徒等への配慮も含め、教育上の行事にふさわしい秩序を確保して式典の円滑な進行を図ることが必要であるといえる。法令等においても、学校教育法は、高等学校教育の目標として国家の現状と伝統についての正しい理解と国際協調の精神の涵養を掲げ（同法42条1号、36条1号、18条2号）、同法43条及び学校教育法施行規則57条の2の規定に基づき高等学校教育の内容及び方法に関する全国的な大綱的基準として定められた高等学校学習指導要領も、学校の儀式的行事の意義を踏まえて国旗国歌条項を定めているところであり、また、国旗及び国歌に関する法律は、従来の慣習を明文化して、国旗は日章

旗（「日の丸」）とし、国歌は「君が代」とする旨を定めている。そして、住民全体の奉仕者として法令等及び上司の職務上の命令に従って職務を遂行されるべきこととされる地方公務員の地位の性質及びその職務の公共性（憲法15条2項、地方公務員法30条、32条）に鑑み、公立高等学校の教職員である上告人は、法令等及び職務上の命令に従わなければならない立場にあり、地方公務員法に基づき、高等学校学習指導要領に沿った式典の実施の指針を示した本件通達を踏まえて、その勤務する当該学校の各校長から学校行事である卒業式等の式典に関して本件各職務命令を受けたものである。これらの点に照らすと、公立高等学校の教職員である上告人らに対して当該学校の卒業式や創立記念式典という式典における慣例上の儀礼的な所作としての国歌斉唱の際の起立斉唱行為を求めることを内容とする本件職務命令は、高等学校教育の目標や卒業式等の際の儀式的行事の意義、在り方等を定めた関係法令等の諸規定の趣旨に沿って、地方公務員の地位の性質及びその職務の公共性を踏まえ、生徒等への配慮も含め、教育上の行事にふさわしい秩序の確保とともに当該式典の円滑な進行を図るものであるということができる。〈後略〉

### 3 「君が代」起立斉唱行為が儀礼的所作ではないこと

#### (1) 上記最高裁判決の論拠が薄弱であること

上記の各最高裁判決は、「君が代」起立斉唱行為が儀礼的所作であることの根拠として、公立学校の式典において国旗掲揚及び国歌斉唱が広く行われていた事実のみをあげている。

しかし元々これらが広く行われていたわけではない。広く行われるようになったのは文部省からの強力な働きかけがあつてのことである。1985（S60）年に始まる国旗掲揚・国歌斉唱実施状況の全国調査、同年の国旗国歌徹底通知、1989（H1）年の小中学校並びに高校の『学習指導要領』の国旗国歌条項の改訂、これら背景にした都道府県・市区町村の教育委員会の各学校へ

の「指導」、さらに1999（H11）年の国旗国歌法の制定など、教育行政の強い姿勢に押されて実施率が高まっていった（岡村達雄『処分論 — 「日の丸」「君が代」と公教育』インパクト出版会、1995年など参照）。

先の全国調査を見ると、公立高校の卒業式における国旗掲揚が100%実施された都道府県は、1989（H1）年度の27に対して1998（H10）年度は40に達している。100%に達していない都道府県においても、その実施率は9年前の20～70%程度が90%を悠に超えるまでに至っている。同じく国歌斉唱が100%実施された都道府県は16から33に増えている

（東京都教育庁指導部高等学校教育指導課『入学式・卒業式の適正な実施について』2000年1月3～4頁）。文部科学省のホームページで、「10.23通達」発出直前の2003（H15）年春の卒業式での実施率を見ると、公立高校での国旗掲揚は全ての都道府県で100%に達している。国歌斉唱が100%に達していないのは北海道（99.6%）と京都府（97.9%）のみである。全国調査によって実施状況が何%という数字で示された。この数字に基づいて、「他でもやっているのだから」と都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、校長、教職員へと「説得」が続いたのである。文部省の全国調査が実施率の上昇に果たした役割は大きい。

但し、この調査は国旗掲揚・国歌斉唱の様々な形を含めている。国旗の掲揚は、壇上ステージ正面に限定されておらず、校門、校庭や屋上のポール、式場の三脚などが、国歌斉唱も音楽科教員によるピアノ伴奏に限定されておらず、録音テープ、CDなどが含まれている。つまり「広く行われていたことは周知の事実」であるが、実際の形は様々であった。都教育委員会の「10.23通達」と「実施指針」とが命じる内容、すなわち「会場ステージ正面に掲げられた国旗に正対して国歌を起立斉唱すること」、「音楽科教員がピアノ伴奏すること」、この形が広く行われていたわけではないことに留意する必要がある。



1999（H11）年8月の国旗国歌法制定のきっかけとなったのは、広島県立世羅高校の石川敏浩校長が卒業式直前の同年2月末に自殺した事件である。石川校長が、国旗掲揚を巡って、県教育委員会と教職員との間で苦悩したことは疑いようもない。同時期、あるいはそれ以前から、特に先の『学習指導要領』『国旗国歌条項』の改訂を契機として、全国各地の学校でも卒業式等を前にこの問題で議論が交わされ、中には教職員に処分が科されたところもある。最高裁の判決は、このような経過を考慮することなく、しかも「10.23通達」と「実施指針」が命じる国旗掲揚・国歌斉唱の具体的な形を検討することもない。「広く行われていた」というのは、「一般的、客観的に見て」を言い換えているだけである。都教育委員会が「10.23通達」と「実施指針」で命じる国歌斉唱の形が、なぜ「一般的、客観的に」「儀式的行事における儀礼的所作」と言えるのかを説明するものではない。

にもかかわらず、最高裁は、教職員が職務命令で命じられる内容を、「一般的、客観的に見て、儀式的行事における儀礼的所作と外部から認識されるもの」とみなし、その前提に立って起立斉唱等を求める職務命令がこれに疑問を持つ者の思想・良心への制約となるとしても、「間接的」なものとし、「必要性」「合理性」の基準が当てはめて、「総合的に衡量」すれば思想・良心を侵害していないと判示したのである。ここに大きな問題があると言わなければならない。

## （2）儀式的行事における儀礼的所作とは何か

ア 入学式・卒業式等の式典に、国旗国歌が持ち込まれるのはいつ頃からか。

添付資料1の森川論文が明らかにしたのは、都教委が命じる式典の形が、1930年代の特に後半以降、「国民総動員体制」確立期に成立したことである。「日の丸（国旗）」は、この時期に初めて入学式や卒業式の式場正面に掲げられるようになる。それに先立つように導入された「君が代（国歌）」の斉唱と合わせて、今日「当たり前」のようになった式典の形が整うのである。「日

の丸（国旗）」について言えば、それまでは基本的に国家祝祭日などに校門等での掲揚が求められてきたに過ぎない。三大節（紀元節、天長節、一月一日）、四大節（紀元節、天長節、明治節、一月一日）の学校儀式の式場内で、正面に掲げられ、また独特の節回しで校長から読み上げられたのは、最敬礼や敬礼が求められた「御真影」「教育勅語」であった。「日の丸（国旗）」は敬礼の対象ではなかったのである。この理由を、森川論文はこう述べている。

「国旗」と学校儀式の関係づけは、すぐれて帝国憲法・教育勅語体制の枠組みにかかわるものであった。帝国憲法の近代的運用、天皇機関説的見地に立つ時、学校儀式は国家観念形成の場として位置づくことになる。そして、国家のシンボルとして何程かの具象物が必要となる。しかし、天皇神聖化の場が学校儀式であるとすれば、国家をシンボル化したものが位置づくことはない。忠君愛国精神涵養の場たる儀式にあって、忠君が愛国の手段となる時には、天皇の存在も日の丸も国家シンボルとして位置づけられたと考えられよう。しかし、忠君に絶対的価値が求められ時には、「国旗」が儀式に登場しうる余地はなかったのである。【森川論文45頁】

大日本帝国を象徴するのは天皇であり、諸外国との識別機能を持つとはいえず「日の丸」ではない。天皇の統治権の正当性を「万世一系」に求め、その神聖化を通して人々に崇敬の念を抱かせ、欧米に対抗し得る近代国家の国民（臣民）意識を創り出す。その意味で学校儀式における「御真影」「教育勅語」は天皇神聖化の不可欠の道具である。「教育勅語」を「教義」とし、祝祭日などを中心とした学校儀式も重要な「儀式」として、国家神道が明治期に形成され確立されていくのである。しかし、「日の丸」は森川氏の指摘するとおり天皇を象徴し得ない。「君が代」と共に「国旗」「国歌」という表記が長く避けられ

てきたのも、天皇以外に国家を象徴するものがあっては混乱するからと考えられる。

学校儀式そのものは、1891（M24）年に文部省が定めた小学校祝日大祭日儀式規程が明文規定の始まりである。御影（御真影）への最敬礼と萬歳、前年に発布された教育勅語の奉読、相応する唱歌の合唱がここに明記されている。学校儀式での「君が代合唱」が初めて明記されたのは、1900（M33）年の第三次小学校令施行規則である。なお、この時の第三次小学校令をもって、日本における近代の初等教育制度は、学制が公布された1872（M5）年以来ようやくにして、一応の確立、定着をみている。【佐藤秀夫「学校観の成立」、同氏著『教育の文化史 Ⅰ 学校の構造』所収（阿吽社、2004年）53頁】

第三次小学校令施行規則28条の学校儀式の次第を確認しておく。【文部科学省HP「学制百年史 資料編」】 〈\*太字と下線は引用者が付けたものである。以降の引用においても全て同じ。なお、引用者が付けた注意書き等は〈〉で囲んである。〉

- 第28条 紀元節、天長節及一月一日ニ於テハ職員及兒童、学校ニ参集シテ左ノ式ヲ行フベシ
- 一 職員及兒童「君が代」ヲ合唱ス
  - 二 職員及兒童ハ  
天皇陛下  
皇后陛下ノ御影ニ對シ奉リ最敬礼ヲ行フ
  - 三 學校長ハ教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス
  - 四 學校長ハ教育ニ關スル勅語ニ基ヅキ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス 〈\*注：  
かいこく 説明する〉
  - 五 職員及兒童ハ其ノ祝日ニ相当スル唱歌ヲ合唱ス

先に定められた小学校祝日大祭日儀式規程には、一の「君が代」合唱がなく、反対に二の最敬礼の後に「両陛下の万歳を奉祝す」がある。その二点が大きな違いであり、「君が代」が、近代初等教育制度の確立・定着時に学校儀式に正式に位置づけられたことが確認できる。他方、入学式・卒業式等は国家祝祭日の学校儀式ではない。これらの式典が始業式・終業式等と共に小学校等で慣例化したのは、1892（M25）年の第二次小学校令の施行を契機にしている。「4月から翌年3月に至る学年サイクルが一定にされたことは、学校暦の形成と定着との契機を作った。就学の始期と終期が一定され、一学年を三期に区分する『学期』が確定されるのに応じて」のことである。【佐藤前掲書78頁】

その入学式・卒業式の式典の中に「日の丸（国旗）」「君が代（国歌）」が位置づくことになったのは、1930年代以降のことであると森川氏は述べる。これを実証する一例として、埼玉県所沢市の山口小学校の「卒業式ニ関スル綴込」を調べ、君が代斉唱の登場が1929（S4）年度からであること、式場正面への国旗掲揚とそれへの敬礼が1939（S14）年度からであることを突き止めている【森川論文52頁】。この形は1930年代を通して全国の小学校や中等学校に次第に広まっており、文部省は1941（S16）年の『禮法要項』で、学校儀式への注意書き等として追認することになる。

同書の冒頭には、「主として中等學校に於ける禮法教授の資料として編纂」されたものであるが、同時に「一般國民の日常心得べき禮法の基準たらしめんとするものである。」とその趣旨が述べられている。「国民礼法」とも呼ばれたのはこのためである。これを普及するために多数の解説書が相次いで出版されたことから、大きな影響力を持ったことが伺える。祝祭日の学校儀式については「皇室・國家に關する禮法」の中に位置づけられている。家庭生活、社会生活に関する礼法も明記される中で、この「皇室・國家に關する禮法」こそ、「我が國禮法の根幹であって敬神尊皇の誠を致し、國民精神を涵養する上に特

に重要」と指摘されている。この点は、それまで一般的であった『作法要項』ではこのような大項目が設けられず、しかも学校儀式について述べられている「祝祭日」の章が、末尾に1頁程度で載せられているのとは大きく異なる。

【『文部省調査 中等教育 作法要項解説』（西東社出版部、1930年）79頁】。

『禮法要項』の「皇室・國家に關する禮法」は次のとおりである。

#### 第六章 祝祭日

一、祝祭日には、國旗を掲げ、祝賀・敬肅の誠を表する。

二、紀元節・天長節・明治節及び一月一日に於ける學校の儀式は次の順序・方式による。

天皇陛下・皇后陛下の御寫眞の覆いを撤する。

この際、一同上体を前に傾けて敬肅の意を表する。

次に天皇陛下・皇后陛下の御寫眞に對し奉りて最敬禮を行ふ。

次に國歌をうたふ。

次に學校長教育に關する勅語を奉讀する。

參列者は奉讀の始まると同時に、上体を前に傾けて拜聽し、奉讀の終つたとき、敬禮をして徐に元の姿勢に復する。

次に學校長訓話を行ふ。

次に當日の儀式用唱歌をうたふ。

次に天皇陛下・皇后陛下の御寫眞に覆いをする。

この際、一同上體を前に傾けて敬肅の意を表する。

三、〈省略〉

四、儀式に參列する者は、服装を整へ、容儀を正しくし、眞心を以て終始しなければならない。

五、式場に入る際は一禮する。挙式中は特別の場合の外、出入りしてはならない。

六、儀式の始と終には、一同敬禮をする。

【注意】

一、 天皇陛下の御寫眞は式場の正面正中に奉掲する。

二～五、〈省略〉

六、皇后陛下御誕辰、皇太后陛下御誕辰を賀し奉る儀式を行ふ場合には、  
凡そ祝日に於ける儀式に準じて順序・方式を定める。

遥拜式・勅語奉讀式・入學式・卒業式又は記念式等學校に於ける諸儀式に就いても亦同じ。

七、〈省略〉

第七章 軍旗・軍艦旗・國旗・國歌・萬歳

一、軍旗・軍艦旗に對しては敬禮を行ふ。

二、國旗は常に尊重し、その取扱を鄭重にする。汚損したり、地に落としたりしてはならない。

三、國旗は祝祭日その他公の意味ある場合にのみ掲揚し、私事には掲揚しない。  
特別の場合の外、夜間は掲揚しない。

四、國旗はその尊嚴を保つに足るべき場所に、なるべく高く掲揚する。

門口に單旗を本體とし、右側（外から向かって左）に掲揚する。

二旒を掲げる場合は、左右に竝立する。

室内では旗竿を用ひないで、上座の壁面に掲げてもよい。

【文部省『禮法要項』1941年、33～37頁】

入学式、卒業式も、祝日における学校儀式に「準じて順序・方式を定める」と、先の第三次小学校令施行規則では「君が代」であったものがここでは「国歌」

とされていること、また同じ旗でも天皇から親授される「軍旗」「軍艦旗」には敬礼が求められているのに対して、国旗に対してはそれが明記されていないことが分かる。国旗を会場内に掲げるに当たっては、当初旗竿を横にして掲げるなど試行錯誤があったと考えられる。そこで「旗竿を用ひないで、上座の壁面に掲げてもよい」ことが定められた。今日でいう会場ステージ正面に張り出す仕方であり、式の始まりと終わりに一同敬礼があることで国旗に頭を下げる形が整ったのである。

なお、1930年代後半、国体明徴運動の中で天皇神格化が進行したことも補足しておく。この時期に文部省は、幼稚園から大学に至るまで、私立も含めた全ての学校で四大節学校機式の完全実施を求めている。キリスト教系の学校等も例外ではない。また御真影「奉護」は、鉄筋コンクリート造の神社様式奉安殿を最善とする指示を出している。児童が登下校時に奉安殿に向かって最敬礼する慣習も現れるのである。【小野雅章「御真影『奉護』と天皇観の変容過程」『UP』508号 2015年2月。詳しく研究したものとしては、同氏著『御真影と学校』東京大学出版会、2014年。同書第三章「御真影神格化の完成と『奉護』問題」。】

イ 国旗国歌が、なぜ入学式・卒業式等の式典に持ち込まれるようになったのか。

(ア) 天皇機関説事件を契機として【森川論文48～50頁】

森川論文は、一つには1935(S9)年の天皇機関説事件をその大きな契機としている。天皇機関説排撃を契機とする国体明徴運動の中で、同年の内に文部大臣の諮問機関として教学刷新評議会が設置され、翌年には「天皇の祭祀(信仰)が政治と教育の基本」とする答申が出る。これまでの「家族国家観的慈恵的天皇観から、神聖天皇観への転換」を図るものであった。学校は国民道徳教授の場から「国体ニ基ク修練ノ施設」として位置づけられ、神聖天皇への信仰による実践的な皇国民の「錬成」の場に改められる。儀式(行事)も修練の場にふさわしく整えられる。先の第三次小学校令施行規則と『禮法要項』の規定を比較すれば一見して分かるように、学校儀式は天皇神聖化の一層厳粛な

場として徹底されている。同時に、国家シンボルとしての「国旗」が学校教育の場に登場するのである。

これを担ったのは教学刷新に触発された小学校教師らの「訓育運動」であり、この原典ともされたのが山崎力之介『三十年の体験に立脚する 小学校訓育細案』（第一出版協会、1935年）である。同書には、理論ではなく「魂からの実践」こそが尊さに通じるのであり、皇室への尊崇はその中心でなければならないこと、そのためには奉安殿奉拝、皇大神宮奉拝、国歌斉唱が重要であること、さらに、「国旗尊重の訓育」が掲げられ、「国旗はどこ迄も国旗全体として『大和魂』『日本精神』の象徴として愛し、日本国を代表するものとして尊重する態度を訓育したい」ことが述べられている。

実際の動きとしては地域の神社や小学校校庭などに「国旗掲揚塔」が設置され、その「掲揚式」が実施されていく。「国旗」の日本精神象徴化によって、奉安殿参拝、皇大神宮遥拝、神棚礼拝の皇室崇拜の中に「国旗」掲揚も位置づくことになる（皇大神宮遥拝は毎月一日、宮城遥拝は毎月十五日、国旗掲揚と国歌斉唱の後、その方角に向かって最敬礼と黙想が求められる）。これらの運動は、1937（S12）年の日中戦争の開始にともなう「国民精神総動員」によって拡大する。翌1938年には国民訓育連盟が結成され、「行的教育（錬成）の理論と具体化をリード」していくことになる。同じ年に出版された『国民精神総動員と小学校教育』にはこう記されている。

今回の国民精神総動員は學校に於ては教育全般に亙つての運動であるが、ことに訓育に於て兒童の實踐に具現せしむることが最も肝要であるから、この意味に於て一種の訓育運動であると言ふことも出来る。従つて訓育における種々の方法を時局によつて色付けることが大切であつて、之に依りて益々國民的自覺を深め、日本精神の昂揚強化に資するところがあらねばならぬ。（中略）近頃國旗掲揚式を挙行する時、國旗によりて國家意識を高揚し國民的感激を起こさしむる



ことが行われるが、これ亦時局によりて一層其効果を大ならしむるを得るであらう。

【内閣ほか編『国民精神総動員と小学校教育』（国民精神総動員中央連盟、1938年）10～11頁】

こうして国体明徴、教学刷新にともなう訓育運動の中で国旗掲揚は広がっていく。とはいえ、入学式や卒業式を含めて、儀式の会場内でのそれはまだ例外的なことであった。森川論文は、もう一つのチャンネルとして、1932（S7）年に始まる農山漁村経済更生運動にともなう精神更生運動の一環として、「国旗」が学校教育に広がったことを次に論証する。

（イ） 農山漁村経済更生運動から【森川論文50～52頁】

1929（S4）年、アメリカから始まる世界大恐慌は日本の農村等をも飲み込む（昭和農業恐慌）。不況のどん底に落としこまれた農村等の対策として、政府が主導したのが「農山漁村経済更生運動」である。政府は、流通生産過程の合理化を進めるとともに、崩壊の淵にある農村建て直しのため「自奮更生の民風」興起を重視する。精神的教化運動に終始する面がむしろ強かったのである。

しかも、この運動は、当初の応急的な恐慌対策から、日中戦争開始後は総力戦体制に応じた農業生産力拡充対策へと転換していく。国家—産業組合—農事実行組合—農民という農村の組織化、農業統制の仕組みは、「国民精神総動員運動」、翼賛運動の先駆となり、ファシズム支配機構形成の起点となつたとされる。【HP『日本大百科全書ニッポニカ』の経済更生運動の解説（森武麿）】

経済更生運動にともなう精神更生計画は、国家観念の強調にともなう「国旗」掲揚を重視する。集落の神社や学校に「国旗掲揚場（塔）」が建設され、国旗の掲揚が実施されていく。森川論文が分析している埼玉県のエconomic更生指

定村の精神更生計画からは、経済更生運動下にあっては、「国旗」は、訓育運動にいう精神的象徴よりは、むしろ国家観念の基礎として、町村民の共同心のシンボルとして受け止められていることが分かる。同様に、四大節学校儀式での「御真影」奉拝に代わるものとして、国旗掲揚が位置づけられている事例もここで紹介されている。

四大節ニ全村民ガ小学校ノ拜賀式に参列スル…ノハ困難ナル爲部落国旗掲揚式ヲ以テ之ニ替ヘ精神ノ教育ヲ行フモノナリ

【武田勉・楠本正弘編『農山漁村経済更生運動史資料集成第2集』Ⅱ、(柏書房、1988年)318頁】

これは経済更生の模範村であった山口県佐々並村の事例である。

#### (ウ) 入学式卒業式の会場正面への「国旗」の登場

以上、①②で整理したとおり、学校教育への「国旗」の登場は、一つには訓育運動による「国旗」の精神的象徴化と、もう一つには経済更生運動にもなう国家観念、村民共同のシンボル化との相乗効果であったことが明らかである。

確かに、学校儀式が天皇の神聖化を基軸とする以上、その演出に必要な神秘性、限定性は不可避である。しかし、戦時体制の確立、「国民総動員」体制の確立を不可欠とする1930年代になると、神秘化とともに大衆動員に必要なシンボルが求められることになる。学校儀式での「御真影」礼拝を核とする村民(国民)教化は、対象の拡大と日常化にとって限界がある。より日常的、国民的規模での国家観念形成のシンボルが求められるに至る。そこで、学校儀式における「御真影」奉拝に代わるものとして、国体精神のシンボルと意味付けられた「国旗」掲揚が広がるのである【森川論文52頁】。

それがさらに、地域の小学校校庭や神社境内などに設けられた国旗掲揚塔

での掲揚にとどまらず、卒業式等の式典会場正面の壁に国旗が掲げられるようになったのは、先に埼玉県所沢市の山口小学校の例で確かめられるように、1930年代の特に後半以降のことであろうと考えられる。これを森川論文が引用している川島次郎氏の著作『学校禮法 儀式編』（目黒書店、1942年）から確認しておく。この本は『禮法要項』の普及のために、その解説書として書かれた本の一冊である。なお、川島次郎氏は、戦前の修身の教科書他、礼法関係の多数の著作があり、著作の中には「文部省囑託」と肩書きのつくものも見られる。〈引用文中の頁数はこの本の頁数をさす。下線、太字は引用者が付けたものである〉

## 第二編式場の設備

### 第四章式場に於ける諸準備

一般的には花卉が飾られ、楽器が置かれる。場合によっては幕を張りめぐらせることもある。

卒業式・修業式には、證書・賞状等が用意される。 【43頁】

又正面に国旗が掲げられたり、校旗が立てられたりすることがある。

近来は国旗を正面の壁面にかける事が多くなった。 国旗は本来戸外に高く掲揚すべきもので、それが爲に旗布の部分に風上、風下等の名稱もついて居る。而も横縦を顛倒して旗布を垂下した形は、見なれない目には異様な感がする。然しこんにちは次第に慣れて、それにも意味をつけて見るようになった。

思ふに国旗は本来戸外に掲揚せらるべきものであるが、室内にも掲げられなければならないやうな事情が発生するとすれば、戸外の掲揚法に対して、室内に於ける掲揚法が定められなければならぬ。外と内とは事情を異にするから、戸外に於ける掲揚の方法を直ちに移して室内の方法とする事は出来ない。【44頁】

そこで外は翩翩と風に翻ることによって、旗章を明らかに見ることが出来るけれども、内ではその事がないから、勢、竿を横にして明らかに旗章を見ることが出来るやうにするより外に道はない。これが今日旗布を壁面に垂れる形をとるやうになった事情であろうと思ふ。……

さて、旗布を壁面にかける場合に注意すべき事は

一、 その室の正面に掲げる

二、 決して装飾に用ひない

【45頁】

「本来戸外に高く掲揚」されるべきものであった国旗が、式場内に持ち込まれるようになったことへの注意が詳しく述べられている。しかも大事なことは、それが文部省の規則等によって命じられたものではなく、それぞれの学校で広まってきたことへの注意として書かれていることである。先に引用した文部省『禮法要項』でも「室内では旗竿を用ひないで、上座の壁面に掲げてもよい。」という表現になっている。森川論文が論証したように、訓育運動や経済更生運動の盛り上がりの中で、人々の間から卒業式等の会場に「国体精神のシンボル」として国旗が持ち込まれるようになったことが明らかである。

(エ) 入学式卒業式における「国歌」の位置づけ

『禮法要項』には、これらの式典も「祝日に於ける儀式に準じて順序・方式を定める」ことが明記されている。今日の入学式、卒業式等に見られる式次第の原型もここに整えられることになる。川島氏の前掲書では、入学式卒業式の式次第と注意が述べられている。

### 第三篇儀式の次第

#### 第三章入学式

##### 式的内容及び順序

職員及び在校児童一同式場に入る。

次に新入學児童式場に入る。

父兄其の他附添のものは相前後して式場に入る。

次に學校長式場に入る。

次に一同敬禮。

次に一同國歌を歌ふ

次に學校長新入學児童を在校児童に引き合はせる。

次に學校長訓話。

次に在校児童の挨拶。

【96頁】

新〈ママ〉に新入學児童の挨拶。

次に校歌を歌ふ。

次に學校長式場を退出する。

次に新入學児童退出。

父兄其の他附添の者も相前後して退出。

次に職員及び在校児童退出

第四章卒業式 〈\*入学式と違って「必ずしも劃一にする必要もなからう」と断りがあり、「一例」として示されているものです。〉

職員児童（修業生）式場に入る。

次に卒業児童式場に入る。

【101頁】

次に来賓式場に入る。

次に學校長式場に入る。

次に一同敬禮。

次に国歌を歌ふ。

次に学事報告。

次に卒業證書を授與す。

次に學校長訓辭。

次に卒業兒童答辭。

次に卒業生卒業の歌を歌ふ。

次に修業生送別の歌を歌ふ。

次に一同敬禮。

次に學校長退出。

【102頁】

次に来賓退出。

次に卒業生退出。

次に職員兒童（修業生）退出。

1900（M33）年の小学校施行令施行規則で、天長節等の学校儀式の冒頭に導入された「君力代合唱」が、ここでは「国歌を歌ふ」として明記されている。入学式、卒業式の最初に国歌を歌う理由について川島氏は以下のように説明する。

今日の喜びにあふにつけても、先づ仰ぐべきは天皇陛下の大御恵であり、心から寶祚の無窮を祈り奉らなければならないからである。〈\*寶祚ほうそ=天皇の位〉【103頁】

之を以て学校教育が天皇の大御心によって行はれ、皇運扶翼が教育の眼目たることを象徴するものと見ることも出来る。学校教育はまづ奉公の精神から始まらなければならぬ。【97頁】

#### ウ 入学式卒業式の「教育的意義」

『学校禮法 儀式編』には入学式卒業式の箇所では会場図も示されている。上部の中央演台に向かって左に来賓席、右に職員席が設けられ、児童席はステージ正面に正対する形である。また入学式、卒業式の次第に共通しているのは、学校長が一番最後に式場入り、一番最初に退出することである。その際には一同起立が求められる。川島氏はこの起立を「本来を明らかにし、分を正す所以である」と理由づける【12頁】。この日の主役、一番重きを置かれるのは、新入生でも卒業生でもない。式を行う側の学校長にあることがこの順序と所作によって明白である。学校長の権威が、学校では一番尊重されねばならないことが自ずと了解されよう。また式の最初と最後の敬礼については「式を重んずる心持である。」と川島氏は説明する【同】。

全体的な心得としては「秩序」「容儀及び服装」を正しくすることを求め、特に「秩序」については「学校の式に於いては特に留意すべき事である」として、次のように説明を重ねる。

秩序は先ず〈ママ〉式場の設備の上に要求される。卓子や椅子の置き方から、窓の開閉、席の定め方等何れも宜しきに適うべきで、ここに式の秩序の第一歩がある。勿論其等は前もって整備されなければならないことであるが、擧式に際しては、すべての人がこの精神を體し、この設備を生かす心掛けでなければならぬ。【10～11頁】

式は豫め定められた次第に従って順序正しく進行しなければならない。式の次第を整へる事は秩序を保つのに大切な条件であるが、その前提として、その定められたことを重んじ、之を守ることが要求されなければならぬ。【12頁】

なお、式日に校門にも「国旗」を掲げることについては、入学式の箇所、この日を「國家の公事として考える」からであるとしている【99頁】。

さらに、入学式卒業式の式次第を、陸軍の「禮式令」に定められた入隊式（153条）除隊式（154条）のそれと比較して、こうも述べている。

（入隊式では）天皇陛下の軍隊たるの意識が明かになって居ることである。入学式も天皇陛下の赤子として、新たに入學した兒童を教育するという精神が闡明されなければならぬ。〈\*闡明せんめい＝説明〉

【100頁】

軍隊が軍旗を中心とする精神は、學校で國歌から式を始めるといふ行事にもその國旗を掲揚するといふようなことにも現れてゐる。

【104頁】

入学式卒業式が、「国旗」「国歌」を用いることで、国家的な行事として位置づけられていることが明らかである。

『学校禮法 儀式編』の初めには、「儀式は学校の教育作用として重要なものであるから、その設備なり、その方法なりについて細心の注意を拂い、十分にその教育効果を収めるやうに力めなければならない。」と、これを著す狙いが示されている【4頁】。

四大節の学校儀式については、これが「天皇陛下のご盛徳を仰ぎ奉り、皇室の御繁榮を祈り奉ることを以つて中心とするのは當然である。」とし、「我が國に於ての



み見られる事実で、國體を異にする諸外國に類例を見ることは出来ない。」と述べている【3頁】。

その上で、「儀式は方法によって益々其の價値が増大される。儀式を重視すればする程、其の方法について研究し工夫して、其の最高價値を發揮するように力めなければならない。」と続けている【同】。

同書が詳しく解説した『禮法要項』と同じ1941（昭和16）年には、これまでの小学校令を全面的根本的に改めた国民学校令が出されている。これは学校を「國體ニ基ヅク修練ノ施設タラシメ」る必要があるとした、教学刷新評議会の先の答申に基づくものである【日本文化協会編『教学刷新評議会答申及び建議』日本文化協会、1937（昭和12）年、10頁】。その国民学校施行規則には、冒頭の総則で、「儀式、學校行事等ヲ重ンジ之ヲ教科ト併セ一体トシテ教育ノ実ヲ挙グルニカムベシ」との規定がある。祝日の学校儀式については47条に規定があり、新たに明治節が加わった他は1900（明治33）年の第三次小学校令施行規則28条と変わるところがない。また国民学校令に先立って出された『国民学校教則案説明要領』（文部省、1940年）には、「儀式の教育的価値」についてこう記されている。

儀式就中國家的儀式は、國民的情操を涵養する絶好の機会であるとし、総じて諸般の行事を始めその他作業・体育施設等の諸種の施設による教育作用を重視し、教科と相まって教育の効果を完からしめようとする事は、近時の一般的傾向であって、今回の改正に於てもこれに対し、特に深甚の注意を払って居る。

【同書2頁】

国民学校においては、儀式、学校行事、教科が一体となって「教育の実」をあげることと示されている。文部省関係者でもある川島次郎氏は、この方針を受けて「儀式の最高価値」を上げるよう工夫、研究の必要を力説している。そのために

『学校禮法 儀式編』を著し、当時の社会や学校の状況を踏まえて詳しい解説を試みたのである。

また、国民学校で行われる儀式については、戦前の東京高等師範学校（東京教育大学の前身）の教授、安藤堯雄は「無言の教育的作用こそ儀式の本質」と指摘している。

儀式の教育的意義はその象徴性に存するのである。儀式の教育的意義は決して  
て学校長の訓辭の内容に存するのではない。儀式の全體的運行に存してゐる直  
接的作用に存してゐるのである。全體的雰囲気の醸成する情意的影響に存して  
ゐるのである。儀式を行ふに當ってはこのことに留意しなければならないので  
ある。無言の教育的作用こそ儀式の本質でなければならない。このことは儀式  
に於ける象徴性の強調に外ならないのである。【安藤堯雄『國民學校經營原論』  
(教育科学社、1943年)307頁】

式場の配置、式次第等々、秩序立てられ厳肅さが求められる空間において、「国体精神のシンボル」として意味付けられた国旗が、紀元節などにおける御真影に代わって会場ステージ正面に張り出され、参列者全員がそれに正対して敬礼し、冒頭において国歌を斉唱する。入学式卒業式は、祝祭日の学校儀式とともに、生徒、教職員、保護者、地域住民などそこに参列する者の内面に、国民精神総動員の意識を形成する重要な場面と化した。入学、卒業という個人の人生にとっての大きな節目が、国家の行事に転換され、人々を大戦争へと引き摺り込むことになるのである。

「儀式」と、その中での「儀礼」が、一定の歴史性、思想性を背負って成立することがここに明らかである。

### (3) 小括

以上のことからすると、過去に天皇崇敬的意味合いを有していた国旗・国歌にまつわる所作に従うことを純粹に政治的に中立で世俗的なものと判断するこ

とはできない。

すなわち、問題となる行為の実施が慣行化したことを指摘するだけでは不十分であり、これに加えて、①国旗・国歌の内容、沿革、②国歌の歴史において著しい期間にわたって行われてきたか、③国旗掲揚・国歌斉唱の目的及び思想的意義の有無・程度、④国旗・国歌の表彰するもの及び表彰が体现する意味等を考慮しなければ、儀礼的所作との判断はできない。

#### (4) 本件の検討

##### ア ①国歌の内容、意義

歌曲としてのいわゆる「君が代」は、1870年にイギリス人軍楽隊長フエントンの作曲で、海軍の儀礼曲として演奏されたのが初めてで、その後、1880年に宮内庁雅楽課の林広守が作曲し直し、ドイツ人音楽教師エッケルトが編曲して、現在の「君が代」となった。そして、この頃から「君が代」が国歌であるという慣習が形成されていった。

その「君が代」はどのように取り扱われたのか。ここで注目すべきものとして、1900年に施行された「小學校令施行規則」がある（甲18）。そして、前述したように同規則には、28条として以下の規定がある。

これによると学校儀式において「君が代」を起立斉唱するという「習慣」というのは、戦前・戦中の、教育勅語を根拠とした天皇賛美教育の重要な構成部分として行われてきた紀元節（神話に基づく建国記念の日）、天長節（天皇誕生日）等の学校儀式に由来するものである。

##### イ ②国歌の歴史において著しい期間にわたって行われてきたか

そして、甲第46号証の小野意見書からわかるように、祝祭日学校儀式が戦前の天皇制教化のための学校儀式として成立し、遅くとも満州事変以降は国民統合の象徴としての天皇の神聖絶対性を表象するものとしていた。もっとも日本国憲法下になり、天皇から統治権限を剥奪し、あらゆる個人が平等であるとなったため、学校儀式において君が代斉唱が強制されることは極めて少なくな

っていた。

しかし大阪市では、文部省が1985年9月5日にいわゆる「日の丸・君が代」徹底通知を出して以降の10年間で実施率が極めて高くなっており、政府の強権的な処分の発動によって、反対する教職員を排除し学校儀式において教職員に対して君が代斉唱の強制を進めていったものである。

ウ ③国旗掲揚・国歌斉唱の目的及び思想的意義の有無・程度

現在の大阪市立小学校・中学校の卒業式・入学式は、その戦前の学校儀式を引き継いで、学習指導要領・大阪市国旗国歌条例やそれに基づく教育長通知・職務命令によって、「日の丸」を式場の壇上正面に貼り、強制によって、その「日の丸」に対して参列者全員が姿勢を正して「君が代」を斉唱するものとなっており、その体験を通して、児童・生徒に、「日の丸」「君が代」が象徴する日本国家の崇高さを「感得」させようとするものとなっている。それは、形式としては、戦中の国民学校の卒業式・入学式と同じである。

大日本帝国憲法下の卒業式・入学式の「感得」させるべき＝刷り込むべき内容が、天皇の崇高さから天皇を象徴とする日本国家の崇高さに変わった面はあるが、君が代起立斉唱を求めることは、国民を主権者とする日本国憲法の構造とは異なり、主権者である国民が国家を崇拜すべき事を強制しているものである。

エ ④国旗・国歌の表彰するもの及び表彰が体现する意味

現在大阪市立学校の卒業式・入学式では、戦中・国民学校と同じ形式で式場壇上奥に「日の丸」が掲揚され、「君が代」は昔どおり起立して斉唱が要求されている。斉唱させられる「君が代」は、歌詞から「天皇の御代が末長く続きますように」という、国民主権に反し国民に対し臣民としての立場を要求する歌であることが明らかであり（甲48号証 修身教科書の「日の丸」「君が代」記述）、「日の丸」は戦前占領地に高く掲揚され、天皇陛下万歳

の写真とともにあることで過去の戦争を想起させるものとなっている。

#### (5) 結論

以上からすると、学校儀式において君が代起立斉唱をさせる行為は儀礼的所作ではなく、戦前戦中の非人間的な日本社会と数えきれない悲劇をもたらした侵略戦争に子どもたちを送り出した学校教育と同義である。

#### 4 君が代起立斉唱を命じる行為が憲法19条に対する直接的な制約であること

##### (1) 君が代の起立斉唱を強制する行為は儀礼的所作ではないこと

前述のとおり、君が代の起立斉唱を強制する行為は儀礼的所作ではない。また、外部からみても儀礼的所作と認識されるものではない。

大阪市国旗国歌条例は子どもが「我が国と郷土を愛する意識の高揚に資する」ことを目的としており、当該目的を達成するために本件職務命令が発せられていることから、君が代起立斉唱行為は一定の意味づけがなされた行為であるし、「君が代」は、政府がどんな解釈を示そうと、かつて、天皇統治の永遠を願う歌として「臣民」に強制された歌である。その「君が代」を躊躇なく歌うことができるということは、上告人にとって、戦前戦中の非人間的な日本社会と数えきれない悲劇をもたらした侵略戦争についての認識、その侵略戦争に子どもたちを送り出した学校教育についての批判的認識を捨て去ることと同義であり、外部から見ても君が代の歴史的経緯からすれば、上告人が上記の思想を放棄したと認識させるものである。

したがって、本件職務命令は上告人に対する間接的制約ではなく思想の核心部分を制限する直接的制約であり、上告人の思想良心の自由を侵害している。

##### (2) 規制目的からみて直接的制約であること

###### ア 規制目的の認定方法

(ア) 最高裁2011（H23）年6月6日判決における宮川裁判官の反対意見における規制目的の認定方法

「君が代」起立斉唱を命じる職務命令に従わなかったことが憲法19条に

反するかが争われた最高裁2011（H23）年6月6日判決における宮川裁判官の反対意見では、教職員に対し「君が代」起立斉唱を強制する通達が「何を企図したものかに関しては記録中の東京都関連の各会議議事録等の証拠によれば歴然として」おり、「原判決認定の事実によっても、都教委は教職員に起立斉唱させるために職務命令についてその出し方を含め細かな指示をしていること、・・・、本件通達は式典の円滑な進行を図るという価値中立的な意図で発せられたものではなく、前期歴史観ないし世界観及び教育上の信念を有する教職員を念頭に置き、その歴史観等に対する強い否定的評価を背景に、不利益処分をもってその歴史観等に反する行為を強制することにある」と認定しており、当該事案で問題となった通達及び当該通達に基づく職務命令が発せられた背景事実を検証することで、当該通達に基づく職務命令の真の目的を認定している。

このように、思想良心の自由等の精神的自由に対する規制は、経験的に公権力の恣意が働く蓋然性が高いことから、公権力による規制目的の認定は、立法事実の検証によって真の規制目的の認定を行うべきである。

(イ) 最高裁が規制目的によって直接的制約と間接的制約を区分していること

最高裁は、表現の自由及び信教の自由に関する判例法理において、規制それ自体が表現ないし信仰の制約を目的とするか否かによって、直接的制約と間接的制約を区分する手法を採用している。例えば、信教の自由に対する制約が問題となった宗教法人オウム真理教解散命令事件（最一判1996（H8）年1月30日・民集50巻1号199頁）において、解散命令の制度は「宗教団体や信者の精神的・宗教的側面に容かいする意図によるものではなく」、解散命令によって信者らが行う宗教上の行為に何らかの支障を生ずることが避けられないとしても、「その支障は、解散命令に伴う間接的で事実上のものであるにとどまる」ことから本件解散命令は憲法20条1項の違反に当たらないとしており、直接規制と付随的規制の区分を意識した判示がなされている。

また、エホバの証人剣道実技拒否事件判決（最二判1996（H8）年3月8日・民集50巻3号469頁）においても、「信仰の自由や宗教的行為に対する制約を特に目的とするものではな」としても、各処分が「自己の信仰上の教義に反する行動を採ることを余儀なくさせられるという性質」を有する以上、裁量権の行使に当たり、当然そのことに相応の考慮を払う必要があったとしており、直接的・間接的制約の区分を念頭に置いた判示がなされており、最高裁も規制目的により直接的制約か間接的制約かの区分を行っている。

#### イ 大阪市国旗国歌条例制定の経緯及び目的について

大阪市国旗国歌条例は、2011年12月19日に大阪市長に就任した時維新の会代表であった橋下徹氏の意向を受けて、当時大阪市議会において第1党であった維新の会の主導で2012年2月28日に制定したものであることは明らかである。さらに、同年5月というわずか3か月後に大阪市職員基本条例が制定されていることからすると、両条例は一体的に適用するためのものであるといえる。そうすると、橋下氏の当時の発言は、両条例の規制目的を認定するための立法事実として、重要なものである。

また、本件において上告人が「君が代」に対して起立斉唱を行わなかったことによって行事進行の混乱は生じていない。

上記の立法事実からすると、本件職務命令は、生徒に対し国旗国歌によって象徴される国家それ自体に対する敬意の表明を自然なものとする調教教育を行うという目的、及び刷り込み教育を阻害する教員を排除するという目的でなされたものである。

なぜなら、日常的な学校生活とは異なり一定の緊張感がある入学式・卒業式において、生徒にとって指導的地位にある教員に対し一律に君が代起立斉唱を強制し、生徒に対し同調圧力を生じさせることで、国旗国歌によって象徴される国家それ自体に対する敬意の表明を自然なものとして刷り込むことができる。

そして、大阪市国旗国歌条例と同時期に制定された大阪市職員基本条例の適用によって、調教教育的愛国心教育を阻害する教員をあぶり出し、定期的に行われる入学し・卒業式により懲戒処分の累積が予測されることから、最終的には阻害教員の排除をも狙う目的があった。

ウ イの目的から本件職務命令が直接的制約であること

上記イのとおり、大阪市国旗国歌条例及び本件職務命令の目的は、国旗国歌によって象徴される国家それ自体に対する敬意の表明を自然なものとして児童生徒らに刷り込むこと、及びこの調教教育を阻害する思想をもつ教職員を排除することである。

上告人は、「君が代」は、かつて、天皇統治の永遠を願う歌として「臣民」に強制された歌であり、その「君が代」を躊躇なく歌うことができるということは、戦前戦中の非人間的な日本社会と数えきれない悲劇をもたらした侵略戦争についての認識、その侵略戦争に子どもたちを送り出した学校教育についての批判的認識を捨て去ることと考えているが、大阪市国旗国歌条例及び本件職務命令は、上告人の思想を抑圧し、この思想に反する行為を強制するものに他ならない。

エ 小括

以上の通り、大阪市国旗国歌条例及び本件職務命令の規制目的からみても、本件職務命令は、上告人の思想良心の自由を直接的に制約するものである。

(3) 本件職務命令は上告人の思想の核心部分の制約であること

君が代起立斉唱行為に関し、最高裁は「一般的、客観的」にみて起立斉唱行為という外部的行為の制約の有無について検討している。

しかし、思想良心に係る外部的行為であっても、当該規制を受ける者にとっては、自立的な決定権が否定されたものと受け止めて、精神的葛藤が生じる。

そのため、最高裁はエホバの証人剣道実技拒否事件判決（最二判1996



(H8)年3月8日・民集50巻3号469頁)において、履修拒否が「信仰の核心部分と密接に関連する真摯なもの」で履修が「自己の信仰上の教義に反する行動を採ることを余儀なくさせられるという性質を有する」場合には、代替措置を採ることの是非等について十分考慮せずになされた上記各処分は裁量権の範囲を超えて違法となる、としており、処分の裁量権に係る判示の中ではあるが、外部的行動の強制が信仰の自由を制約し得ることが前提として、当該外部的行為が制約される者にとって思想の核心部分と密接に関連するものであるかについて考慮すべきであるとしていた。

上記のエホバの証人剣道実技拒否事件判決の最高裁の基準に従うと、上告人にとって君が代起立斉唱行為が上告人の思想良心の自由の核心部分とどの程度密接に関連するものであるか認定すべきである。

すなわち、上告人の思想良心の内容について認定し、裁判所が日の丸・君が代が表象する意味を解釈した上で、学校儀式において君が代起立斉唱を強制する行為が上告人の思想の核心部分に反するような密接な関連性の高い行為であるかについて考慮した上で、本件職務命令による制約の程度を認定すべきであった。にもかかわらず、本件の第1審及び原審は考慮していない。

上告人は「君が代」は、政府がどんな解釈を示そうと、かつて、天皇統治の永遠を願う歌として「臣民」に強制された歌である。その「君が代」を躊躇なく歌うことができるということは、上告人にとって、戦前戦中の非人間的な日本社会と数えきれない悲劇をもたらした侵略戦争についての認識、その侵略戦争に子どもたちを送り出した学校教育についての批判的認識を捨て去ることと同義である。

そうすると、本件職務命令は上告人の思想の核心部分を制約しているといえる。

したがって、本件職務命令は憲法19条に反する。

## 第2 君が代起立斉唱が子どもにとって儀礼的所作ではないこと

### 1 原審の判断

原審は、「公立学校における卒業式等の式典における国歌斉唱時の起立斉唱行為が、一般的、客観的に見て、これらの式典における慣例上の儀礼的所作として性質を有するものであり、かつ、そのような所作として外部からも認識されるものであり、このことは教員だけではなく、式典に参加する生徒の立場に立っても同様に評価することができる」としている。

しかしながら、以下の通り、君が代起立斉唱行為は生徒にとっても儀礼的所作ではない。

### 2 児童・生徒に対し君が代起立斉唱を指導する行為が調教教育であること

#### (1) 外部から客観的に見て児童・生徒の思想良心の自由を侵害していること

上記第1のとおり、君が代起立斉唱行為は、かつて、「君が代」が天皇統治の永遠を願う歌として「臣民」に強制された歌で、その「君が代」を躊躇なく歌わせることで、戦前戦中の非人間的な日本社会と数えきれない悲劇をもたらした侵略戦争に子どもたちを送り出した学校教育に使用された行為である。

この戦前戦中に「君が代」が学校教育において使用された歌であることを認識し、批判的に捉える人々も多数存在していることからすると、君が代起立斉唱を強制されている児童生徒を見て、儀礼的な所作を行っているとは認識することはできず、むしろ戦前戦中の学校教育の現場を想起させるものである。

したがって、外部から見て児童・生徒に対し君が代起立斉唱を指導する行為は調教教育であり、児童・生徒の思想良心の自由を侵害する。

#### (2) 児童・生徒の内心の自由を侵害すること

ア 子どもの中にも君が代起立斉唱行為に対して批判的な考えを持つ者がいること

児童・生徒は未だ発達途上であるが、すでに戦前戦中において君が代起立斉

唱行為が使用された意味を認識し批判的に捉える考えをもつ者が存在する。

そのような考えを持つ児童生徒が、日の丸・君が代の意味や歴史的背景について学校では何も教えられないまま「歌うことが普通である。」という同調圧力の下で君が代起立斉唱を行うことを強制されている。当該生徒は、第二次世界大戦のときに、大日本帝国軍は植民地国の人たちも日本兵として徴兵し、かれらにも『日の丸・君が代』を強要したことが、彼らにとってはとても屈辱的なことだったと考えている。

また、日本国民がみんな死ぬ時に「天皇陛下万歳」と言って死んでいくことに対して強烈な恐怖を抱いている。

上記のような生徒に対して君が代起立斉唱を指導する行為自体が生徒の内心の自由を侵害するものである。

#### イ 子どもは未だ十分な批判能力を備えた者ではないこと

上記アの生徒とは異なり、多くの児童・生徒は未だ発達途上であり自身の思想を明確に持つまでに至っていない者が多く存在する。

そういった児童生徒に対して、君が代起立斉唱行為の意味及び歴史的経緯を教えずに、同調圧力の下で画一的に歌うことを指導する行為は、何ら批判することなく君が代起立斉唱を受け入れる思想を植え付けるものである。

教育の自由と関連するが、本来子どもには、将来の民主主義の担い手となるために、能動的・創造的に学び取る気合いを与えるものであり、何ら批判をすることなく同調圧力の下で思想を植え付けるべきではない。

そして、上記第1で述べたとおり、日の丸・君が代が表象する天皇制と多様な個人を平等に尊重する憲法秩序が原理的に衝突するか否かという憲法上の究極的対立について、将来の民主主義の担い手となる子どもらに考える機会を与えることが本来あるべき教育である。

にもかかわらず、大阪市国旗国歌条例は君が代起立斉唱行為の意味及び歴史的経緯を教えずに、同調圧力の下で画一的に歌うことを指導することを求めて

おり、これは調教教育であり児童生徒の思想良心の自由を侵害する行為である。

(3) 本件職務命令が教育の本質に反すること

ア 甲第6号証の教育長通知は「1 これまでも「音楽の授業等における国歌斉唱の指導を進める」「卒業式及び入学式においては、ピアノまたは吹奏楽による伴奏で、しっかりと国歌が斉唱できるよう指導する」「式典においては、壇上正面に国旗を掲揚するなど、国旗を尊重する態度を育てる」等について、各校園に通知してきたところであり、本年度の卒業式及び次年度の入学式においても適切に実施すること。」と命令しているが、以下の通り、この教育長通知は教育の本質に反している。

イ 教育の本質とは

(ア) 教育学者の梅原利夫氏は教育の本質について以下のように論じている(甲57)。

「私は、『わかる、かかわる、かわる』、これが人間発達のキーワードではないだろうかと思うようになりました。教育学の、あるいは教育の基本、その中心概念は学習ということです。学習を通じてものごとが『わかる』、このことは極めて重要な人間の活動です。この、『わかる』ということを通じて、私たちは確かな人間として成長していくものだと思っています。しかも、わかるという行為は、自分一人の孤独な行為ではなくて、同じ仲間の、あるいは違った考えの仲間同士で、人間的な『かかわり』をもつ中で学ばれる、学習というものの中で豊かな人間関係が築かれる、そういう行為が学習の中には含まれています。『わかること、かかわること』、そのことを通じて初めて人間が『かわる』、つまり、人間が発達していく、そういう大きな意味が教育の中にあるのだと思うようになりました。研究を深めていけば、むしろ原理は一見やさしい、単純な言葉で表現されるようになりますが、私は

その言葉の奥に深い教育学的な意味があると考えています。」(甲57 育てよう人間力 20頁)

イ 一方、本件職務命令のような「教化主義」とは、一方的にある観念・思想・イデオロギーを感得させる方式であり、無批判に受け入れさせ一定の信念にさせていくことを目標とするものであり、上に述べた教育のごとく、他者との交流や議論の中で物事を「わかる」という状態に至る過程とは根本的に異なる方式であり、教育の本質と反しているものである。

そして、戦前の儀式のやり方と酷似する現在の卒業式の式次第は、戦前の天皇制教化主義の方式をそのまま受け継いだ方式であり、現在のやり方は「日の丸」や「君が代」についての歴史的経緯などの学習なしにただ「起立して歌う」という式次第において、天皇や国家に対する崇敬の念をおこさせることをねらった方式で教化主義に基づくものであり、これが正に「調教教育」である。

#### (4) 憲法26条に反すること

ア 憲法26条は「すべて国民は、……等しく教育を受ける権利を有する」と定め、国民の権利の側から教育を規定している。教育は広い概念であり、国家権力作用としての教育や、教育権、教育機関という広い場面において使用されているが、憲法26条は教育を受ける権利と規定しているところ、国民個人が教育を受ける最初は「学ぶ」ことであり、憲法26条は端的に「学習権」と国民の権利として保障したものである。

イ 教育の本質論に関して前記(3)で述べたとおり、学習を通じて学ぶこと、そして「わかる」ことが教育の本質的な出発点である。「わかる」ということはどんな小さな些細な対象であろうと、その対象に隠された問題を発見し、その問題を「とく」ことがわかるという意識作用である。なにか「わからない」という対象物が、その問題点が明らかになって新しい知識が開か

れ、そこに人間的喜びが満ちること、ここに「学び」が基本的人権であることがわかる。

ウ しかし、本件教育長通知の如き、定式化され定例化され毎年同じような「儀式」が開かれ、ただ「起立して歌う」行為のくり返しは、なんらかの「学び」の対象になるのかという問題である。同じ儀式でも、事前に「日の丸」「君が代」の歴史的経緯や背景、並びに、「日の丸」「君が代」をめぐる国際関係の知識の教育がなされていれば、個々の儀式において、ある個人はその個人の関心における「学び」と「回答」を得るかも知れないが、ただ「起立して歌え」というやり方は正に調教教育であって、何一つ人間的「学び」とその「回答」を与えるものではない。

したがって、かかる「儀式」を強制することは、「学ぶ権利」即ち憲法26条で保障された学習権を侵害するものである。

#### (5) 教育基本法に反すること

ア 教育基本法は、現に行われている個々の教育活動の意義を解釈する基準であり、その意味において現実の教育活動が憲法および教育基本法で定められた理念に合致するか否かを決定できる法規である。

イ 教育基本法1条は「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と規定している。一言でいえば、日本国憲法の下で形成された国家及び社会の構成員としてそのふさわしい人格の形成が目的とされていることから考えれば、卒業式という人生の節目に挙行される行事において、自らの主体的活動をぬきに、ただ、受け身の立場だけに固定されるという「教化主義」の儀式の強制は、教育基本法が目的とする教育ではなく、違法というべきである

#### (6) 子どもの権利条約第29条に違反すること

ア 同条約第29条1項(c)は「児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること」と規定している。「日の丸」「君が代」に関する歴史的経過並びに第二次大戦を経て我国近隣のアジア諸国との関係での「日の丸」「君が代」を学習する教育課程を経ていれば、上記条約の規定に基づく教育も可能であるが、本件卒業式は「ただ起立して歌う」という「教化」方式のみであり、そこに、この条約が要求している教育の内容は満たされていない。

イ 現在の本件教化方式では、上記条約が他国との関係で自国の文明や価値観の学習を求めていることからすると、ただ、「日の丸」を掲揚して、「起立して君が代を歌う」という本件方式は、上記条約が求めている教育とは相対立するものであり、同条約に違反している。

#### (7) 小括

以上の通り、大阪市国旗国歌条例下での本件職務命令によって、子どもが強いられる君が代起立斉唱行為は、子どもらの思想良心の自由の侵害に基づく理由に加えて、本件卒業式の式次第が教育の本質に反する違法な方式をとっており、憲法26条、教育基本法1条、2条、子どもの権利条約29条に違反する調教教育である。

したがって、子どもが強いられる君が代規律斉唱行為は、儀礼的所作ではない。

### 第3 第2の調教教育に関する上告人の思想良心の自由の侵害について

#### 1 上告人は上記第2の調教教育に加担したくない思想をもっていること

上告人は、卒業式・入学式での「君が代」斉唱を生徒にどう説明するかということが現場ではもっとも問題になるにもかかわらず、大阪市教育委員会が、

学習指導要領に書かれた国歌斉唱一般の意義を述べるだけで、「君が代」についての生徒に伝えるべき内容を一切示さず、生徒にしっかり斉唱させる「指導」を学校現場に押し付けている。

そして、大阪市教育委員会の上記のような姿勢によって何ごとについても「上で決まっているから」としか説明しない「教育の荒廃」ともいえる状況を学校につくり出しており、市教委が自らの責任を果たさず、学校現場に矛盾を転嫁する教育委員会の姿勢が教育の荒廃を招いている。

上告人は、上記の市教委による教育方法が、生徒自身にかかわる問題において、意見表明の保障どころか、教育する側としてきちんとした情報提供すら行っていない調教教育であると考えており、上告人は市教委による調教教育に加担したくないと考えている。

この上告人の思想良心は、子どもが表現の自由を有することを規定するとともに、「あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由」として、情報の要求・受領権を定めた子どもの権利条約13条に沿うものであり、法的な根拠を有する思想良心である。

しかしながら、本件職務命令は、「君が代」の起立・斉唱という行為を生徒に対する教育活動と位置づけ、上告人に対して自分の身を守りたかったら、自分自身が納得できない「君が代」起立・斉唱という行為を生徒に押し付ける立場に立つことを強制している。また、教育者である上告人に対して、調教教育を強制している点で、教育の自由を侵害するものである。

そうすると、本件職務命令によって、上告人の教育の自由を害する調教教育に加担したくないという上告人の思想良心の自由が侵害されている。

- 2 人権の侵害を受けている児童生徒を教育者として放置することはできないという上告人の思想良心の自由を侵害すること

上述の第2の2項で述べたとおり、中学校教育は義務教育であり多種多様な思想や価値観を有している児童生徒が同一の教育を受けている。そして、中学



校教育を受ける児童生徒の中には、すでに自身の思想や価値観を有し、「君が代」に対し起立斉唱を行いたくない者も必ず存在する。にもかかわらず、本件職務命令は、児童生徒に対する指導的立場にある教員に対して、「君が代」起立斉唱を強制することで児童生徒に対しても「君が代」起立斉唱を強制している。

教育長通知の「ピアノまたは吹奏楽による伴奏で、しっかりと国歌が斉唱できるよう指導」との指示の下、「君が代」の歴史から必ず存在している「君が代」にいい感情を持たない生徒は、とてもつらい立場に置かれている。

上告人は、上記の状況下において、「君が代」起立斉唱の強制によって児童生徒の人権が侵害され、つらい立場に置かれている生徒を放置することはできないと考えている。

この上告人の思想は、児童生徒の中に、歌を歌うという行為との関係で、卒業式や入学式における式のあり方、「君が代」起立斉唱のあり方に意見を有し、あるいは君が代斉唱を肯んじ得ない思想を有する者がいた場合には、その子どもは自己の意見を表明する権利を有し（子どもの権利条約12条）、また、そのような子どもの思想は尊重され、その思想の基づく宗教または信念を表明する権利については制約できない（子どもの権利条約14条）という子どもの権利条約12条及び同14条に沿うものであり、法的な根拠がある思想良心である。

しかし、本件職務命令は、上記の上告人の人権の侵害を受けている児童生徒を教育者として放置することはできないという上告人の思想良心の自由を侵害している。

### 3 小括

以上の通り、現在、被上告人のほとんどの学校で、卒業式に国歌「君が代」斉唱が位置づけられている理由や「君が代」の歌詞の意味について、斉唱を求められている児童・生徒自身に説明していない。児童生徒の中には、かなら

ず、「君が代」起立斉唱に対して反対する立場の者も存在するが、上記の状況下で、上告人は、それらの生徒が「君が代」強制によって人権が侵害され、つらい立場に置かれている状況を放置できないと思っていた。

しかし、本件各職務命令は教職員に考えることを禁止し、命令に従うことだけを求めるこの教育行政のあり方が、「君が代」の歴史や歌詞の意味について子どもたちに事実すら伝えず、「国歌」はしっかり歌うものという刷り込みだけを行う「調教教育」になっている。

上告人は、自身が「君が代」起立・斉唱職務命令に従うことは、厳しい生活条件の下に置かれた子どもたちとともに生きる側にいたいと考え、努力してきた教員生活の中で、上告人が行動原理とした「自分の保身のために、他の誰かに犠牲を強いることはしない」にまったく反することであった。

「君が代」の起立・斉唱は、上告人にとっては、子どもたちを侵略戦争に動員した戦前の教育に対する反省を捨て去ることを意味すると同時に、教員の生徒に対する率先垂範行為として位置づけられている「君が代」起立・斉唱の職務命令に従う行為を通して、生徒たちに起立・斉唱を押し付ける「調教」の一端を担うことであり、従うことができなかったものである。

以上

## 天皇制教育と儀式の位相

——日の丸と学校儀式をめぐって——

森 川 輝 紀

### はじめに

1891年、小学校祝日大祭日儀式規程の制定以後、三大節（一月一日、紀元節、天長節）を中心に祝祭日儀式の定式化がはかられた。「御真影」への敬礼、教育勅語奉読を中核とする儀式挙行は、忠君愛国観念涵養の場として重視されることになる。1900年の改定により、儀式には君が代合唱もくみこまれることになる。学校儀式の成立に関しては、佐藤秀夫<sup>1)</sup>、籠谷次郎<sup>2)</sup>の、また儀式の道具立てとなる「御真影」下付については籠谷<sup>3)</sup>の先駆的研究がある。近時、小林輝行<sup>4)</sup>は明治期の「御真影」下付策は拡大策であったと、従来の限定下付説を批判している。また「御真影」の管理にまつわる民衆意識の動向が、岩本努<sup>5)</sup>、多木浩二<sup>6)</sup>によって検討されている。教育勅語の成立については海後宗臣<sup>7)</sup>、稲田正次<sup>8)</sup>の研究がある。学校現場における儀式の具体相については、各種の年史類に記されている。比較的整理されたものとして、山本信良、今野敏彦<sup>9)</sup>の一連の著作を上げることができる。

しかし、学校儀式と日の丸（以後「国旗」）との関連を追究したものは、管見の限り眼にすることができない。少なくとも、祝祭日の学校儀式に関する規程に「国旗」が登場することはない。何故に、「国旗」たる日の丸が祝祭日学校儀式に位置づくことがなかったのか。「国旗」が入学式、卒業式の学校独自の儀式や行事に、「正当の位置」を獲得するのは、何時の頃であり、いかなる背景と論理の下であったのだろうか。これらを検討することによって、天皇制教育における儀式の位相を解明するのを本稿の課題としたい。

この点の検討に際して、佐藤秀夫『日の丸』が法制化されなかった理由（『ひと』1990年9月）は

示唆的である。昭和天皇の即位奉祝等のため、国民の側が日の丸の様式の一定化と「国旗」化を要請する。1930年12月、一議員の提案として「大日本帝国国旗法案」が、第59回帝国議会にかけられる。しかし、衆議院は通過したものの、翌年3月、貴族院では議題に付されることなく廃案となる。国旗化を求める国民側の動向と、国旗化に消極的な政府の姿勢が指摘される。文部省の「国旗」の制式等に関する照会に対する、1930年12月の内閣書記官長の回答は「差当リテハ明治三年太政官布告第57号」によるのが「妥当ノ如ク思料セラレ候条」と、及びごしのものであった。そこに、「日の丸」が天皇（家）の象徴たりえない歴史性と、国家が天皇に従属する帝国憲法体制の問題点を指摘している。一貫して、天皇の軍隊たる象徴としての軍旗の下位に、「国旗」は位置づけられているのであった。

「国旗」と学校儀式の関係づけは、すぐれて帝国憲法・教育勅語体制の枠組にかかわるものであった。帝国憲法の近代的運用、天皇機関説的見地に立つ時、学校儀式は国家観念形成の場として位置づくことになる。そして、国家のシンボルとして何程かの具象物が必要となる。しかし、天皇神聖化の場が学校儀式であるとすれば、国家をシンボル化したものが位置づくことはない。忠君愛国精神涵養の場たる儀式にあって、忠君が愛国の手段となる時には、天皇の存在も日の丸も国家シンボルとして位置づけられたと考えられよう。しかし、忠君に絶対的価値が求められる時には、「国旗」が儀式に登場しうる余地はなかったのである。にもかかわらず、1930年代、何故に学校教育（儀式）に「国旗」が位置づくことになったのであろうか。学校儀式のシンボル化と神聖化の視点から、天皇制教育下の儀式の思想的位相を検討することにしたい。なお、この視点は、小林

輝行論文が従来の「御真影」限定下付説を批判している点の評価にかかわることになる。つまり、拡大か限定かは、単なる数量ではなく、忠君愛国教育の拡大と天皇の神聖性の確保という拡大と限定の対立する課題を同時に追求しなければならなかった天皇制教育の構造から評価しなければならないと考えるからである。

## I 集団訓練とシンボル化

近代公教育 = 天皇制教育の形成にかかわって、いち早く、儀式のもつ集団訓練の意義に着目したのは、初代文相森有礼であった。1881年の小学校教則綱領は、三大節（一月一日、紀元節、天長節）、八祭日（元始祭、新年宴会、孝明天皇祭、春季皇霊祭、神武天皇祭、秋季皇霊祭、神嘗祭、新嘗祭）を、学校の休業日としていた。森は1889年2月、暗殺される直前、上記の国家祝祭日には学校で儀式を実施するよう指示したと推定されている<sup>10</sup>。この年の一月、直轄学校長を前に「斯ル儀式ノ日ニハ学校ハ如何ナル儀式ヲ行テ然ルヘキヤ、帝国大学ノ如キハ率先シテ之ヲ行フヘキモノナラン、余ノ考案ニテハ、二大節ニハ学校生徒ハ午前ナリ午後ナリ、制服制帽ヲ着シ宮城下ニ整列シテ敬礼ヲ表スルヲ可トス」<sup>11</sup>とのべている。文相として森の最大の課題は、国家意識の形成、国家への忠誠心の涵養であり、その一つの方法として上記の指示を出していた。この内示により、師範学校改革以来、森の改革の先導役を勤める埼玉県は、1899年4月、三大節に「自今公立学校ハ勿論其ノ他ノ学校ニ於テモ各其校ニ職員生徒ヲ集メ祝賀式ヲ挙行候様取計フヘシ但其式ハ専ラ唱歌ニ依ルモノトス」<sup>12</sup>と、学校毎に唱歌を中心にした儀式挙行の訓令を発している。忠君愛国観念涵養の場としてであった。

森は、仁義忠孝を書物や絵図によって注入する儒教的教化論に批判的であった。一つは身体活動を重視する人間観にたっていたこと、二つには国家意識の形成こそが国民教育の課題でなければならないと考えていたためである。1879年、東京学士会院で「教育論——身体能力——」について語っている。彼は身体能力こそが、知的・道徳的能力を開化させる基礎だとのべている。支配的であった座学によ

る注入を厳しく批判していた。ために、師範教育に兵式体操と寄宿舎制を導入し、集団的訓練による気質の養成をはかるのであった。しかし、訓練による精神的昂揚を国家意識に結合する点で、彼は「苦悩」することになる。1887年頃のものとする「閣議案」<sup>13</sup>において、「国民ノ志氣ノ培養」の方法に悩むことになる。国家間の競合にあって、最後を決するのは、「上下トナク」「男女トナク」国家の危難に一致団結する国民の志気であるとのべている。長い欧米生活の実感をもたらすものであった。欧米には国家的忠誠心を形成する「教化素」ありと、その国家形成の歴史的事実の教育が愛国心を形成することになるとのべている。翻って我国を見る時、明治維新とその後の展開は一部藩閥勢力の専制にあり、大多数の国民は国家を意識することがないという。専制政治の下にあって、いかにして国民の国家的忠誠心を形成しうるのか。森は「無二ノ資本至大ノ宝源」としての天皇の存在に着目する。

近代国家形成の歴史的経過に国民統合の事実を見い出せない森は、それに代わるものとして「万世一王」の天皇の存在に着目する。国家を具体化するシンボルとして天皇を位置づけることになる。それ故、森は1886年から高等中学校へ、翌年からは府県立学校へ「御真影」を下付するのであった。府県立学校への下付は、沖縄県尋常師範学校、東京府尋常師範学校、同尋常中学校に始まった<sup>14</sup>。とりわけ、遅れて天皇制国家にくみこまれた沖縄県尋常師範学校への下付は、森の意図を端的にあらわしていた。帝国大学生に皇居への集団参拝を望む森は、「御真影」を媒体として順次その範囲を拡大しようとしていたのである。

この身体的活動による精神の活性化と、それをシンボル = 天皇を介して国家意識に統合するのが、森の儀式観であった。彼は儀式に宗教性、神秘性を求めることはなかった。国家による内面的価値への干渉を排する立場は一貫したものであった。森の人間観は自他併立主義に集約される。「人間究竟ノ目的ニ達スベキ至当ノ道ハ、唯自他協同シテ、相互ノ併立ニアルノミ。吾人、之ヲ以テ行為ノ標準ト為ストキハ、即チ此倫理講究ノ目的ヲ完クスル事ヲ得可キナリ」<sup>15</sup>と、国家意識にもえた個と他との併立を徳

育の課題としていた。集団訓練とシンボルを介した国家意識の形成という、合理主義的儀式観は、天皇の神聖化を求める勢力の反発を呼ぶものであった。

森の横死後、シンボルへの同調としての儀式観は、天皇制教育の展開とともに後景に押し出されていくことになる。その間、森の儀式観の系譜は、井上毅文相(1893年～1894年)に引きつがれる。井上は、帝国憲法作成に携わり、教育勅語作成に中心的役割を果たしていた。彼は、政治上の君主と社会上の君主に天皇存在を二分化し、教育勅語は社会的君主の著述として作成したのであった。天皇の神聖と絶対権力を確認しつつ、政治的には法制上の制限をうけるものとしていた。その限り、井上も森同様機関説運用の立場にあった。元田永孚のように師にして君たる天皇と、天皇の道義性に支配と徳化の根拠を求めるものではなかった。したがって、教育勅語の解説書を修身教科書に採用することに反対し、教科書によらない問答的修身教育を進めることを考えていた。井上は、国家意識＝国家の主体性の確保を、実業の振興、実業教育に求めるのであった。

井上は、天皇を神聖とする国体教育の必要を説いている。しかし、イデオロギッシュな注入的方法によるものではなく、国史・国文・地理学等の認識を介して、国民の主体性の確立をめざすのであった。1894年3月、東京師範学校卒業生に「教育ト言ヘバ、申スマデモナイ、国民教育トシテ、国民ノ精神ヲ養成スルコトガ、普通教育ニ於ケル第一ノ目的デアル……愛国心ナケレバ国民ナン」<sup>16)</sup>とのべている。愛国心の形成を国民教育の第一の課題としなければならないという。その方法として、「特ニ注意スヘキハ、此ノ歴史及地理上ノ変遷デアル……此ノ歴史及地理上ノ変遷ニ向ツテ、我国ハ如何ナル要衡ノ位置ニ立ツカ、実ニ非常ナ感慨ヲ持ツヘキコトデアル、此ノ感慨コソ、今日国民教育ノ熱心ナル原素デアルト信ス」<sup>17)</sup>と、歴史・地理教育による国勢の認識を媒介すべきと説いている。第二には、実業教育の重視であり、これなくして「国际上ノ競争場裡ニ立」つことができないと叱咤激励している。

森の身体的訓練による精神の活性化と、天皇シンボルによる国家意識の形成に対して、井上は、地理・歴史の認識を媒介する国家意識と実業振興に愛

国心形成の現実的基盤を見出そうとしていた。もちろん、井上は、国体観念の確立に配慮していた。神道を祭祀とし、天皇を祭祀権者たる社会的存在として位置づけている。しかし、神道と学校教育との結合には距離をおいていた。それ故に1893年、小学校祝日大祭日儀式規程を改めて、祝祭日学校儀式を三大節に限定し、他を学校任意としたのであった<sup>18)</sup>。

## II 主観的動機づけと宗教性

### —儀式の神聖化—

しかし、教育勅語の下付に始まる、忠孝イデオロギーの絶対化は、また、森が懸念した「志気の培養」にかかわって新たな課題を提起することになる。『勅語衍義』の著者にして、勅語へのキリスト教の同化を説き続け、教育勅語の絶対化に貢献した井上哲次郎にその具体相をみてみよう。彼は、1900年代にかかる時、勅語理念の形式的定着と国民の側の実践性との乖離という問題にぶつかるのであった。勅語の正統性の教育が実践的レベルに昂まらない点を問題にするのであった。勅語理念を実践的意欲に昇華するためには、主観的動機づけが必要であり、それには宗教教育が不可欠だと井上は主張することになる。

絶対者への直観的感応という論理的認識を越えた主観的動機づけなくして、勅語イデオロギーの実践的志気への昇華は不可能だと認識するのであった。しかし、また彼は法形式上、宗教と教育が区分されなければならないことを認識していた。文部省は、1899年訓令12号によって、学校における宗教教育・儀式の禁止を通知していた。条約改正にともないキリスト教主義学校の全国的普及を懸念する政府は、私立学校令を制定し、その統制をはかろうとしていた。その一環として、当初は宗教教育禁止条項もくみこまれていた。しかし、立憲制に反するこの処置が諸外国の反発を呼ぶことを恐れて、この条項は削除されることになる。それに代わるのが、文部省訓令12号であった。ただし、神社神道は祭祀としてこの禁止の対象外とされていた。それでもなお、井上は、神道の宗教性を認め、学校教育への導入には消極的であった。

そこで、宗教ならざる倫理的宗教の構想を主張す

るのであった。不可知な天与の声＝大我への内面的直観に、宗派を越えた宗教的普遍性（倫理的宗教）を求めるのであった。道徳とは理想の実現であり、日本国にあっては天祖の神勅にそれは示されているという。それ故に、天祖の神勅への直観的感応、信仰を媒介することなく、教育勅語イデオロギーの実践的理解は不可能とするのであった。天皇シンボルを介した集団訓練によるとした森，天皇の神聖化を前提としつつも知的認識と実業振興の展望によって志気の培養をはかろうとした井上毅とも異なるものであった。神勅への信仰という主観的動機づけなくして、教育勅語体制下、国民の志気を培養できないと認識し、「倫理的宗教論」を唱えた点に、正統イデオログの先駆性を認めることができよう<sup>19)</sup>。

日露戦後の国民思想の動揺に対応した国民道徳論の主張の中で、井上哲次郎は、忠孝一本主義にかかわって祖先崇拜をのべている。しかし、この主観的動機づけが、教育政策全般にかかわる理念として打ち出されるのは、臨時教育会議<sup>20)</sup>においてであった。第一次大戦後の社会構造の変化に対応した教育改革を検討したのが臨時教育会議（1917—1919年）であった。会議は、高等教育機関の拡充など資本主義化に応じた改革とともに、イデオロギー的には国体・国家観念を強調するものであった。その方法にかかわる「教育ノ効果ヲ完カラシムヘキ一般施設ニ関スル建議」の提案に際し、平沼騏一郎は「先ツ第一ニ敬神崇祖ノ念ヲ普及セシムルコトト云フノデアリマス……」とのべている。北条時敬は「敬神崇祖ノ物体タル神社ノ事カラ能ク考ヘナクテハナルマイト考ヘラレル、神社ハ数十年前マデハ十九万幾ソト云フモノガ存シテ居ッタケレドモ、内務省ニ於テハ四千幾ラハ存スベキ価値ガアルガ、外ハ合併ナリ廃止ナリシテ宜シイト云フノデ……神社ガ撲滅サレテハ一向此目的ヲ達スルコトガ出来ナイ」と、敬神崇祖の施設として神社に着目し、内務省の政策を批判している。小松原英太郎も「敬神崇祖ノ風ヲ振作スルニ付キマシテハ色々必要ナ方法モアラウト思ヒマスルガ、就中神社ノ荘厳ヲ存持スルコトガ必要デアル」と、神社を介する精神作興を主張している。

こうした主張の背景には「皇祖皇宗ヲ尊崇シ奉リ祖先ヲ崇敬スルヤウニ課目ヲ置イテ教ルコトニナッ

テハ居マスケレドモ……精神ハ這入ッテ居ラス」（高木兼寛）という、国民道徳の形骸化への危機感が存在していた。「無儀式ナ教ヘ親ヲコシラヘテ置イテ、ソコデ小学校ノ効果ヲ拳ゲヤウト云フコトハ無理ナ注文デナイカト思フ」（同上）と、「儀式」による直観的注入が軽視された点にその理由を求めていた。神社崇敬に距離をおく、日本女子大の創始者成瀬仁蔵も「児童ノ忠君愛國ノ精神ヲ養フ所ノ空氣ノ如キモノ……此信念、所謂宗教ノ體質デアリ道徳ノ根本デアル所ノ原動力」と、宗教教育の必要性をのべている。しかし、臨時教育会議では「政ト云フコトト、教ト云フコトト一致セナクテハ実行ガ出来ハシマイカト考ヘテ居ルノデアリマス」（北条時敬）と、まだ政教一致レベルの議論であった。ために、敬神崇祖、神社信仰を重視する建議とともに「兵式教練振作ニ関スル建議」もおこなわれている。江木千之と他の委員の間で、その位置づけをめぐる意見の相違をみるものの、ベースは森有礼に始まる兵式体操の路線を引きつぐものであった。宗教的動機づけとは異なり、勇気などの徳目を集団訓練によって形成しようとするものであった。この臨時教育会議では、敬神崇祖による直観的方法と兵式教練という集団訓練による精神力形成という、天皇制教育の二つの儀式（行事）観が同時に打ち出されていた。国体・国家観念涵養の高調の中でも、神聖化に一元化されることはなかった。

しかし、1935年設置の教学刷新評議会<sup>21)</sup>では、局面を一新する。評議会は、美濃部達吉の天皇機関説排撃を契機とする国体明徴運動の結果、設置されたものであった。国体明徴運動は、帝国憲法の近代的運用、機関説的解釈を攻撃し、軍部ファシズム勢力が政治的覇権を握ろうとするものであった。したがって、評議会は、教育勅語に明らかにされたとする国体闡明の方法に終始することになる。ために、宗教教育、宗教的情操が議論の中心を占めることになる。教育学者の入沢宗寿は「其法策ニ於テドウシタナラバイ、トカ云フコトニナリマス、ソコニ宗教的ナ状態ト関係シテ来ルノデアリマス」「此日本精神ノ闡明徹底ニ非常ニ必要ナルコト、存ジテ居ルノデアリマス、ソレ故ニ本省ニ於キマシテ既ニ宗教教育ニ関スル通牒ト云フモノヲ御出シニナツタノデア

リマシテ」とのべている。この年、文部省は1899年の宗教教育禁止の訓令12号を補足する形で、宗教的情操教育の重要性を通知していた。

当初、文部大臣松田源治は「宗教ノコトヲ此処デ論ズルト大分困ルコトモ出来ルシスルノデアリマスガ」と、宗教教育の中味について議論することに消極的であった。しかし、全体の傾向は、平泉澄の「私共ノ確信致シマス所ハ我国ニ於テ文部省ガ全国ノ学校ニ徹底セシムベキ宗教ハ、天照大神又天皇陛下ヲ本尊トシ奉ル宗教ノ外ニハ断ジテナイ」とする議論に引きずられることになる。答申は「我が国ニ於テハ祭祀ト政治ト教学トハ、ソノ根本ニ於テ一体不可分ニシテ三者相離レザルヲ以テ本旨トス」と、天皇の祭祀（信仰）が政治と教育の基本だとしている。家族国家観的慈恵の天皇観から、神性天皇観への転換をはかるものであった。したがって、学校は国民道徳の教授の場から、「国体ニ基ク修練ノ施設」として位置づけられることになる。いわば、天皇をシンボルにする国民の志気昂揚は一切排除され、神聖天皇への信仰による実践的な皇国民の形成の場と改められるのであった。したがって、儀式（行事）も修練の場にふさわしく整えられることになる。しかし、神聖化の場としての儀式の徹底とともに、国家シンボルとしての「国旗」が、この時期を前後して学校教育、儀式の場に登場するのである。神聖化の下で、シンボル化が同時的に進行する儀式の具体相を次に検討し、その歴史的意味を明らかにしなければならない。

### III 「国旗」と学校儀式

#### 1 日の丸の精神的象徴化

「国旗」が儀式に無縁だったわけではない。たとえば、1911年刊の数少ない儀式の研究書である『小学校の儀式に関する研究』には、「校内或は玄関に、国旗を正しく掲揚すべし、強風の時などには充分注意して、倒るゝが如き失態なからんことを期すべし」<sup>22)</sup>とある。つまり、学校儀式に際して、「国旗」は装飾的位置しか与えられなかったのである。

学校教育（儀式）において、「国旗」が敬意の対象として位置づけられるのは、教学刷新が叫ばれる時であった。1937年『全国各府県優秀小学校 最新

研究施設大集 前編』は、「最近各学校にて、校庭や校舎屋上に国旗を掲げ種々国旗に関する教育が行なはれてきたのは喜ばしいことであるが、儀式の際式場に国旗なきは物淋しい」<sup>23)</sup>と、「国旗」掲揚が普及しつつも、入学式・卒業式の儀式場での掲揚にまで進んでいないことを指摘している。ちなみに、前編に収録されている「優秀小学校」64校中、「国旗」掲揚を実施しているのは、18校である。儀式の際、式場に掲揚しているのは、神奈川県の高津小学校一校のみにすぎない。この時点で、教学刷新の視点から優良校とされた小学校中、「国旗」掲揚式をその方法として導入しているのは、なお、30%にも満たなかったのである。また、「国旗」掲揚を日本精神涵養の施設とするもの15校、集团的訓練の施設とするものは3校であった。

「日の丸」は、開国にともない船幟として制定された経緯の示す通り国家のシンボルであった。それ故に、天皇を中心とする学校儀式の主流に位置づけることはなかった。何故に、教学刷新が叫ばれ、天皇の神聖が強調される時、「国旗」が学校教育に登場するのであろうか。教学刷新の潮流の中で、日本的訓育を主張する新雑誌として『訓育』が、1936年2月に創刊されている。編集方針には①真実の教育「訓育」に関する実践的研究、②「宗教教育」に関する研究、③日本固有の教育思想及び人物業績の再検討、④師道に関する研究、⑤行事・講話・掲示教育の研究及び資料収集を掲げている。編集同人は、茨城県水戸市の竹隈小学校（後、城東小と改称）の山崎力之介校長を中心にした教師集団であった。この『訓育』読者を中心に、1938年、国民訓育連盟が結成され、行的教育（錬成）の理論と具体化をリードしていくことになる。千葉の東金小学校、神奈川の鎌倉第一小学校での実践例が紹介され、神棚と「国旗」による日本精神涵養の方法が注目を集めることになる。

当然、儀式（行事）が一段と重要な位置を占めることになる。山崎力之介の『三十年の体験に立脚する 小学校訓育細案』（1935年）は、これら、訓育運動の原典ともなるべきものであった。山崎は「日本精神の訓育」の「実相」（具体的施策）として、①皇室中心の訓育、②「神の国」日本の訓育、③国

旗尊重の訓育など、22項目について叙述している。しかし、その中心は前述の①～③の項目であった。理論ではなく「魂からの実践」こそが尊さに通じるのであり、皇室への尊崇はその中心でなければならないという。皇室信仰のために、奉安殿奉拝、皇大神宮奉拝、国歌斉唱が重要施策とされている。さらに、日本の国体にあつては、皇祖天神の肇国にかかわる故に、神祇尊重を重視しなければならない。ために、神前奉仕が重要だとのべる。そして、「国旗はどこ迄も国旗全体として『大和魂』『日本精神』の象徴として愛し、日本国を代表するものとして尊重する態度を訓育したいと思ふ」<sup>24)</sup>と、「国旗」を日本精神の象徴たる故に尊崇しなければならないとのべている。

そこで、次のように「国旗」掲揚式を実施することになる。

- (一) 掲揚宣示 上席訓導
- (二) 国旗掲揚 上級級長2名  
君が代(一唱)終始国旗=注目シ敬意ヲ表ス
- (三) 国旗=対シ敬礼 一同
- (四) 訓話 校長
- (五) 校歌 一同<sup>25)</sup>

この次第に従って朝礼時に掲揚し、降納は午後4時を原則として実施するとしている。「国旗」の日本精神象徴化によって、奉安殿奉拝、皇大神宮遙拝、神棚礼拝の皇室崇拝の中に、「国旗」掲揚も位置づくことになるのであった。

この山崎の「国旗」をとりこんだ先駆的な訓育案は、1937年の日中戦争開始にともなう国民精神総動員によって、押し出されていくことになる。1937年11月の『訓育』誌上での同人座談会<sup>26)</sup>は、国民精神総動員にともなう文部省の訓育案が水戸の竹隈小の実践に合致していることを自慢している。「全くピツタリと合つてゐましてね訓練部と企画部で練つた案と面白いほど合致してゐる」とのべている。しかし、「国旗」の扱いについては種々の逡巡が存在していた。「国旗掲揚について一言しますが県[茨城県一筆者注]の委員会原案で大分議論が出た。即ち国旗は毎日掲げるものか、又は一日、十五日といふやうに止めるものかについて最近国旗を無暗に用ひすぎて粗末にする傾向がある」「文字を書いた国旗、

ことに出征兵の寄せ書き国旗は此の頃の風潮で滔々として流行していますが」と、「国旗」の装飾性と神聖性とのギャップに一定の混乱をみているのであった。この点にかかわって、ある同人は「我が国では、天子様の御影皇室中心という拠り所があるのだからといふので国旗掲揚の要はないと当初反対意見も出たが、我が国においては、皇室・日の丸・日本国家といふ一体観に立つ国体であるために、国旗掲揚も結構なりとせられてゐるのでせう。」と、尊崇の対象に「国旗」を加えることに異論が出たことを紹介している。ただし、小学校教育の現場から積み上げられる「国旗」による訓育論と、文部省の位置づけは若干ニュアンスを異にしている。文部省の『国民精神総動員と小学校教育』(1938年1月刊)は、「尊皇愛国、敬神崇祖の施設」として「又近頃国旗掲揚式を挙げる等、国旗によりて国家意識を昂揚し国民的感激を起さしむることが行なはるゝが、これ亦時局によりて一層其効果を大ならしむるを得るのであらう」と、国民的感激の場として「国旗」掲揚を奨励している。

## 2 経済更生運動と日の丸

訓育施設としての「国旗」掲揚は、その精神的象徴化によって、1935年を前後として実施されることになる。とはいえ、前述のごとく、「優秀校」にあつても30%程度の実施であり、儀式場での掲揚は例外的なことであつた。国体明徴、教学刷新路線は、一層の天皇神聖化を押し出していた。祭政教一致による修練の場と化す学校にあつては、皇太神宮遙拝、神社崇敬が強調され、「国旗」の活用にはなお距離を有するのであつた。「国旗」の学校教育への登場は、教学刷新にともなう訓育論とは異なるチャンネルによつてもたらされることになる。1932年に始まる農山漁村経済更生運動にともなう精神更生運動の一環としてであつた。周知のごとく、経済更生運動は、不況により崩壊の淵にある農村建て直しのため「自奮更生ノ民風」の興起を重視していた。1932年10月の農林省訓令2号は「農村部落ニ於ケル固有ノ美風タル隣保共助ノ精神ヲ活用シ其ノ経済生活ノ上ニ之ヲ徹底セシメ以テ農山漁村ニ於ケル産業及経済ノ計画的組織的刷新ヲ企図セザルベカラズ」<sup>27)</sup>と、



表1

計画事項	計画実行主体		計画樹立 当時ノ現況	計画完成後ノ目標	報告年度 迄ノ目標	昭和九年三月 迄ノ実行状況	計画完了期間
精神作興	町村民全体が共同 シテ行フモノ	小学校	ナ シ	校庭ニ大国旗掲揚場 ヲ建設	同 上	実 行	一 ケ 年
	部落民全体が共同 シテ行フモノ	農事改良組合	ナ シ	年二回自力更生精神 作興ニ関スル部落講 演会開催	同 上	実 行	五 ケ 年
	個人が行フモノ	個人	ナ シ	全村民毎朝起床直後 宮城遙拜	同 上	実 行	即 時

典拠：武田勉・楠本雅弘編『農山漁村経済更生運動史資料集成』V（柏書房，1985年），276頁。

のべている。それ故、この運動自体が精神的教化運動に終始する面を持つのであった。しかし、経済更生運動が、農事組合、産業組合の組織化を通して、地主支配の非効率な生産・流通構造をファッショ的に再編しようとした以上<sup>28)</sup>、教学刷新にともなう精神教化とは異なる教化の構造を持つことになる。埼玉県の経済更生運動に即してその点を見ることにする。

教学刷新による日本精神派の主張は、敬神崇祖－神社参拝に集約される。1933年度埼玉県の経済更生指定村35ヶ村の精神更生計画<sup>29)</sup>を、①国家観念の強調（国旗掲揚）②敬神崇拝（神社崇拝）のA型、①敬神崇祖（神社崇拝）②国家観念（国旗掲揚）のB型、国旗掲揚のみのC型、国旗掲揚のないD型の4つに類型化してみる。A型が18ヶ村、B型が5ヶ村、C型が0村、D型が12ヶ村となる。『昭和10年度経済更生計画樹立町村に於ける経済更生計画概要』（埼玉県，1936年10月）によって、指定村を同様に分類すると、A型11ヶ村、B型5ヶ村、C型2ヶ村、D型6ヶ村となる。このように、経済更生運動にともなう精神更生計画は、学校教育とは異なり、神社崇敬よりは、国家観念の強調にともなう「国旗」掲揚を重視している。この「国旗」掲揚策は、単に各部落、各戸掲揚にとどまらない。1933年度指定村から幾つかの事例をあげておこう。

「学校に大国旗を設置して毎月1日、10日、27日、30日及祝祭日記念日に掲揚すること」（富岡村）「小学校内に国旗掲揚場を設置すること」（福原村）「[青年団が一筆者注]校庭に国旗を掲揚す」（三芳野村）「[小学校の一筆者注]国旗掲揚場所に大国旗を掲揚す、祝日等には児童に国旗掲揚の任に当たらしむ」（用土村）

こうして、学校に「国旗」掲揚場（塔）の建設、「国旗」掲揚が実施されていくのである。1933年度の指定村であった尾間木村の小学校で、「国旗」掲揚が開始されるのは、指定にともなう精神更生計画によってであった。尾間木小学校の学校一覧表（1933年度）は「非常時局ニ鑑ミ校外ノ訓練ニ重キヲ置ク、又尾間木村経済更生計画樹立ニ際シ其ノ必要性ヲ知ラシメ而実行ヲ期ス、1.毎月一日ノ国旗掲揚・皇居遙拜 2.課外木剣体操 3.臨地産業調査 4.課外ノ万伽会 5.勤儉・奉仕ノ精神訓練」と記している。経済更生運動による「国旗」掲揚の位置づけは、1932年度の指定村埼玉県の荻島村では表1のようになっている。

町村民の共同心形成の施設と考えられている。経済更生運動下にあつては、「国旗」は精神的象徴よりは、国家観念の基礎としての共同心のシンボルとして位置づけられることが多かった。学校教育の訓育施設としての位置づけとは異なるものであった。

今少し、小学校での「国旗」掲揚塔の設置、「国旗」掲揚式について、学校側からの資料で見ることにする。管見の埼玉県浦和市の小学校沿革誌中（谷田小、木崎小、大久保小、野田小、大門小、南浦和小）、掲揚塔建設について記載しているのは、大門小学校のみである。「昭和9年4月24日 皇太子殿下御降誕記念事業ノ一トシテ南校舎前庭中央ニ大国旗掲揚柱ヲ建設シ、本日ヲ以テ第一回掲揚式ヲ挙行ス」と記している。また、埼玉県所沢市の8小学校（三ヶ島小、小手指小、柳瀬小、吾妻小、松井小、所沢小、山口小、富岡小）の沿革誌、学校一覧表によると、沿革誌には「国旗」掲揚（塔）についての記載はなく、学校一覧表に若干を見るのみである。訓練に関する施設として、1932年度の松井小、1939

年度の柳瀬小、1941年度の山口小の3校が「国旗」掲揚について記しているにすぎない。ただし、所沢小には有志の寄付によって1939年に「国旗」掲揚塔が設置されている<sup>30)</sup>。前記文書が実態を正確に反映しているとはいえない。しかし、そうした軽視が「御真影」、教育勅語、奉安所（殿）とは異なる「国旗」の位置を示していることになる。少なくとも、経済更生運動にともなう精神更生計画が、「国旗」掲揚を重視し、「国旗」掲揚塔設置を推進しているのとは異なっている。つまり、学校教育への「国旗」の登場は、「国旗」の精神的象徴化による訓育施設の系と、経済更生運動にともなう国家観念、村民共同のシンボルとしての導入が相乗してであったといえよう。

学校儀式が天皇の神聖化を基軸とする以上、神聖化の演出に必要な神秘性、限定性を不可避なこととしていた。しかし、戦時体制の確立、国民総動員体制の確立を不可欠とする1930年代になると、神秘化とともに大衆動員に必要なシンボルが求められることになる。すでに、籠谷次郎は、神聖化の装置である「御真影」の下付が、この時期に拡大されたことを指摘している<sup>31)</sup>。また、天皇が「大衆的」集会に臨み、天皇が直接、国民に語りかける形の詔書が増大することも指摘されている<sup>32)</sup>。しかし、より日常的、国民的規模での国家観念形成のシンボルが求められることになる。「御真影」礼拝を核とする村民（国民）教化は、対象の拡大と日常化にとって限界をもつものであった。たとえば、経済更生の模範村の一つである山口県の佐々並村の事例を見ておこう。「村内三十三ノ報徳事業実行組合中既ニ三十組合ハ国旗掲揚ノ施設ヲ了ツ之ヲ実行セリ。其ノ他ノ組合モ準備中ナリ。四大節ニハ全村民小学校ノ拝賀式ニ参列スルヲ可トスレ共遠隔ノモノ或ハ家族少キモノ等ハ参列困難ナル為部落国旗掲揚式ヲ以テ之ニ替ヘ精神ノ教育ヲ行フモノナリ」<sup>33)</sup>、と学校における「御真影」奉拝に代わるものとして「国旗」掲揚を位置づけている。対象の拡大と日常化にともなうシンボルとして「国旗」が重視され、逆に学校儀式に位置づけられることになるのであった。

今日、行政当局によって推進されている卒業式、入学式の式場正面への「国旗」掲揚の形式は、国民

総動員体制確立期に登場するのである。埼玉県所沢市の山口小学校の「卒業式ニ関スル綴込」(1927年度以後、1944年度迄。ただし1934~1938年度は欠)によると、君が代斉唱が登場するのは1929年度からであり、式場正面の国旗掲揚とそれへの敬礼は1936年度からである。文部省が式場掲揚を追認するのは「室内では旗竿を用ひないで、上座の壁面に掲げてもよい」<sup>34)</sup>とする1941年4月の『礼法要項』においてであった。翌年刊の川島次郎の『学校礼法』は、それをうけて、「決して装飾に用ひない」<sup>35)</sup>ようにと注意している。

### おわりに

天皇制教育下にあつて、学校儀式は森のいう天皇シンボルによる国家意識形成の場としてではなく、天皇の神聖化の場として展開された。しかし、神聖化の実質化のためには、「論理的」媒介ではなく、宗教的直観、宗教的情操という非合理性によらねばならなくなるのであった。それ故に、第一次大戦後の教育改革にあつても、昭和期の教学刷新においても、敬神崇祖が高調されるのであった。しかし、神聖化の強調は神秘化を伴い、国民総動員体制確立には一定の限界をもつことになる。それ故に、農村の生産・流通構造の再編を企図する経済更生運動は、国家観念、村民共同のシンボルとして「国旗」掲揚を位置づけるのであった。学校教育の場では、匡体精神のシンボルとして意味づけることで、「国旗」を儀式に導入するのであった。しかし、「国旗」掲揚、入学式・卒業式の式場での掲揚は、天皇制教育の終末期、10年間にすぎないものであった。天皇神聖化と、国民総動員に必要なシンボルの大衆化の中で、「国旗」が学校儀式に登場するのであった。

新学習指導要領は、入学式・卒業式に「国旗」掲揚と「国歌」の斉唱を「指導するものとする」とその義務化を指示している。それを主導した教育課程審議会の「最終のまとめ」(1987年12月)は、「国旗および国歌の指導については、日本人としての自覚を高め、国家、社会への帰属意識を涵養し、また、国際社会において信頼される日本人を育成するために一層の充実を図る」とのべている。しかし、過去の歴史にあつては、「国歌」「国旗」が国家のシンボ

ルとして学校儀式に位置づけられたことは例外的であった。天皇制国家の精神のシンボルとして使用されたにすぎない。しかも、「国旗」にいたっては、戦時動員の必要に応じたごく一定の期間に登場したにすぎなかった。新指導要領が「わが国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てる」(社会科)と言う時、その「意義」とはいかなることになるのであろうか。「国旗・国歌」が、戦前の学校儀式において国家のシンボルとなりえなかった事実、国民総動員に際し天皇神聖化の限界が見えたときに補充的に「国旗」が儀式に登場した過去の事実を直視しなければならない。

- 1) 佐藤秀夫「わが国小学校における祝日大祭日儀式的形成過程」(『教育学研究』30-3, 1963年)。
- 2) 籠谷次郎「明治教育における学校儀式の成立——小学校祝日大祭日儀式規程をめぐって——」(『日本史研究』132号, 1973年)。
- 3) 同「わが国学校における『御真影』について」上・下(『日本史研究』159・160号, 1975年)。
- 4) 小林輝行「明治期学校への『御真影』下付政策に関する一考察——『文部省総務局長通知』の背景とその意義——」(『日本史研究』315号, 1988年)。同「学校下付『御真影』に関する一考察——明治期中・高等教育機関への下付と普及」(『日本歴史』483号, 1988年)等。
- 5) 岩本努『御真影』に殉じた教師たち(大月書店, 1989年)。
- 6) 多木浩二『天皇の肖像』(岩波書店, 1988年)。
- 7) 海後宗臣『教育勅語成立史の研究』(著作集10巻, 東京書籍, 1980年)。
- 8) 稲田正次『教育勅語成立過程の研究』(講談社, 1971年)。
- 9) 山本信良・今野敏彦『近代教育の天皇制イデオロギー』(新泉社, 1974年), 同『大正・昭和教育の天皇制イデオロギー』I・II(新泉社, 1986年)。
- 10) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史』4巻(国立教育研究所, 1974年), 213頁。
- 11) 『森有礼全集』1巻(宣文堂, 1972年)667頁。
- 12) 埼玉県教育委員会編『埼玉県教育史』4巻, (埼玉県教育委員会, 1971年)373頁。
- 13) 『森有礼全集』1巻, 344-346頁。
- 14) 小林前掲『日本歴史』483号。
- 15) 『森有礼全集』1巻, 455頁。
- 16)・17) 井上毅伝編集委員会編『井上毅伝 史料編』

- 5巻, (東京大学出版会, 1978年), 448-45(頁)。
- 18) なお, 森有礼, 井上毅の教育論に関しては拙著『教育勅語への道』(三元社, 1990年)参照。
- 19) 井上哲次郎の宗教教育論については, 拙著『近代天皇制と教育』(粹出版社, 1987年)第5章による。
- 20) 以下, 臨時教育会議については, 『資料臨時教育会議』第1集~第5集(文部省大臣官房企画室, 1979年)による。
- 21) 以下, 教学刷新評議会の発言は, 文部省思想局『教学刷新評議会 議事録全』(野間教育研究所蔵)による。
- 22) 飯島利八『小学校の儀式に関する研究』(開発社, 1911年)48頁。
- 23) 小学校教育研究会編『全国各府県優秀小学校 最新研究施設大集前編』(培風館, 1937年)194頁。
- 24) 山崎力之介『三十年の体験に立脚せる小学校訓育細案』(第一出版協会, 1935年)68頁。
- 25) 同上, 68-69頁。
- 26) 『訓育』(第一出版協会, 1937年11月号)72-76頁。
- 27) 武田勉・楠本雅弘編『農山漁村経済更生運動史資料集成』II(柏書房, 1985年)154頁。
- 28) 中村政則「経済更生運動と農村社会」(東京大学社会科学研究所編『昭和恐慌』東京大学出版会, 1978年), 森武磨「日本フェンズムの形成と農村経済更生運動」(『歴史学研究』1971年別冊特集号), 同「戦時下農村の構造変化」(『岩波講座 日本歴史20』1976年)等。
- 29) 『昭和八年度 経済更生計画樹立町村における経済更生計画概要』(埼玉県, 1934年)。
- 30) 『所沢町議会 議事録』(所沢市史編さん室)。
- 31) 前掲籠谷「わが国学校における『御真影』について」下。
- 32) 須崎慎一「近代天皇制の変容」(『一橋論叢』85-2, 1981年)。
- 33) 武田勉・楠本正弘編『農山漁村経済更生運動史資料集成第2集』II, (柏書房, 1988年)318頁。
- 34) 『礼法要項』(文部省, 1941年)31頁。
- 35) 川島次郎『学校礼法 儀式篇』(目黒書店, 1942年)45頁。